

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人海技教育機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度（第3期）
	中期目標期間	平成28～令和2年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	海事局	担当課、責任者	海技課 春名 史久
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 石崎 憲寛
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
<p>（実地調査、理事長・監事ヒアリング、有識者からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長ヒアリング 令和3年6月18日 ・監事意見聴取 令和3年6月18日 ・外部有識者からの意見聴取 令和3年7月7日（上窪良和、関利恵子、羽原敬二）

4. その他評価に関する重要事項
<p>（組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価対象法人に関する事項、評価体制に関する事項などを記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人海技教育機構は、「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」（平成27年法律第48号）により、平成28年4月1日に独立行政法人航海訓練所と統合した。

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
		B	B	B	B	B
評価に至った理由	<p>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評価を算術平均(以下算定式の通り。)すると3.13点となり、最も近い評価が「B」評価であること及び下記「法人全体の評価」を踏まえ、「B」評価とする。</p> <p>【項目別評価の算術計算】</p> <p>(A4点×2項目+A4点×1項目×2+B3点×26項目)÷(29項目+1項目)=3.13</p> <p>⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。</p> <p>※算定にあたっては評価ごとの点数を、「S」評価：5点、「A」評価：4点、「B」評価：3点、「C」評価：2点、「D」評価：1点とする。重要度の高い1項目(項目別評価総括表、項目別評価調書参照)については加重を2倍としている。</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評価のとおり、評価項目全29項目のうち3項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、26項目について「中期計画における所期の目標を達成している」となっており、独立行政法人海技教育機構(以下、「機構」という。)の業務運営については、全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。また、重要度、難易度とも高い目標として設定されている就職率については、高い水準で海事関係業界への人材が供給されており、評価できる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	・令和2年2月から感染拡大しはじめた新型コロナウイルスの影響

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	特になし
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	就職率、合格率については非常に努力しており、評価に値する。
その他特記事項	(外部有識者の意見) 特になし

(別紙)

業務実績等報告書様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 海技教育の実施	—	—	B	B	B		
養成定員と養成課程	B	B	B	B	B	I- (1)	
カリキュラムの見直し	B	B	B	B	B	I- (1)	
リソースの相互活用	B	B	B	B	B	I- (1)	
就職率	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	I- (1)	
合格率	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	I- (1)	
海運業界との連携	B	A	A	A	B	I- (1)	
航海訓練の実施	B	B	B	B	B	I- (1)	
実務教育の実施	A	B	A	A	A	I- (1)	
(2) 研究の実施	—	—	B	A	B		
研究体制、件数	B	C	B	A	B	I- (2)	
受託研究等の実績	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>B</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	I- (2)	
研究成果の発表・活用実績	B	B	B	A	B	I- (2)	
(3) 成果の普及・活用促進	—	—	B	B	B		
国内外の活動実績、研修員受入	B	B	B	B	B	I- (3)	
人材確保、入学者確保の実績	B	B	B	B	B	I- (3)	
海事広報の実績	A	A	B	A	B	I- (3)	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務体制の確立	B	B	B	B	B	II- (1)	
業務運営の効率化	B	B	B	B	B	II- (2)	
調達方法の見直し	B	B	B	B	B	II- (3)	
人件費の管理	B	B	B	B	B	II- (4)	
情報化・電子化の取組	B	B	B	B	B	II- (5)	
III. 財務内容の改善に関する事項							
自己収入	B	B	B	B	B	III- (1)	
保有資産の検証・見直し	B	B	B	B	B	III- (2)	
業務達成基準による収益化	B	B	B	B	B	III- (3)	
予算、収支計画、資金計画	B	B	B	B	B	III- (4)	
短期借入金	—	—	—	—	—	III- (5)	
重要財産の処分	—	—	—	—	—	III- (6)	
剰余金の使途	—	—	—	—	—	III- (7)	
IV. その他の事項							
施設・設備の整備	B	B	B	B	B	IV- (1)	
人事に関する計画	B	B	B	B	B	IV- (2)	
積立金の使途	B	B	B	B	B	IV- (3)	
内部統制の強化	B	C	C	C	B	IV- (4)	
ガバナンス強化	B	B	B	C	B	IV- (5)	
情報セキュリティ対策	B	B	B	B	B	IV- (6)	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I- (1)	海技教育の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標：IX 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標：36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人海技教育機構法 第11条
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧海技教育機構と旧航海訓練所の統合に当たり、教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずることとされており、中期目標における「機構における資格教育」は、その達成に向けた重要な要素であるため。 特に、海事関連企業への就職率について、我が国の内航海運では船員の高齢化が著しいことから、大量離職に伴う担い手不足が生じないよう、十分な数の若年船員を育成することが必要である。本法人は、内航新人船員の最大の供給源であり、主要な役割を果たしているものであるため。 <p>【難易度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海事関連企業への就職率について、その求人状況が海運業界の景気により大きく変動する等の外部要因の影響を受け、また前中期目標期間の水準を上回る水準を目標として設定しているため。 海技士国家試験の合格率については、法人のパフォーマンスを最大限に引き出すために相当程度の努力をしなければ達成できない目標として設定しており、また、前中期目標期間の水準を上回る水準を目標として設定しているため。 	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
養成定員 (四級海技士)	—	380名	390名	390名	390名	390名	390名			予算額 (千円)	6,677,049	6,673,996	6,825,939	6,728,411	6,647,981
就職率 (計画値)	本科 95%以上	75%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上			決算額 (千円)	6,847,960	7,212,297	7,283,484	7,030,173	7,204,647
就職率 (実績値)			98.2%	96.5%	98.4%	98.2%	96.9%			経常費用 (千円)	6,681,888	6,844,208	6,976,567	6,809,788	6,590,697
達成度			103.4%	101.6%	103.6%	103.4%	102.0%			経常利益 (千円)	4,456	△37,844	30,751	146,752	197,894
就職率 (計画値)	専修科 95%以上	90%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上			行政サービス実施コスト (千円)	7,796,413	7,532,536	10,103,492	—	—
就職率 (実績値)			100.0%	99.6%	99.1%	99.5%	99.6%			行政コスト (千円)	—	—	—	10,191,970	7,014,784
達成度			105.3%	104.8%	104.3%	104.7%	104.8%			従事人員数	596	595	591	581	579
就職率 (計画値)	海上技術コース 95%以上														

		90%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上							
就職率 (実績値)			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%							
達成度			105.3%	105.3%	105.3%	105.3%	105.3%							
合格率 (計画値)	本科 80%以上	75%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							
合格率 (実績値)			79.8%	88.8%	93.2%	86.7%	65.8%							
達成度			99.8%	111.0%	116.5%	108.4%	82.3%							
合格率 (計画値)	専修科 95%以上	90%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上							
合格率 (実績値)			100.0%	99.2%	94.5%	96.6%	100.0%							
達成度			105.3%	104.4%	99.5%	101.7%	105.3%							
合格率 (計画値)	海上技術コース 95%以上	90%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上							
合格率 (実績値)			100.0%	100.0%	100.0%	95.8%	100.0%							
達成度			105.3%	105.3%	105.3%	100.8%	105.3%							
意見交換会 (計画値)	期間中 375回程度	—	75回程度	75回程度	75回程度	75回程度	75回程度							
意見交換会 (実績値)			86回	94回	90回	79回	71回							
達成度			114.7%	125.3%	120.0%	105.3%	94.7%							
連絡会議 (計画値)	期間中 5回程度	—	1回程度	1回程度	1回程度	1回程度	1回程度							
連絡会議 (実績値)			1回	1回	1回	1回	1回							
達成度			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%							
視察会評価 (計画値)	肯定的評価 80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							
視察会評価 (実績値)			95.0%	92.7%	94.2%	90.8%	83.3%							
達成度			118.8%	115.9%	117.8%	113.5%	104.1%							
受講者評価 (計画値)	肯定的評価 80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上							
受講者評価 (実績値)			98.8%	95.1%	97.6%	99.0%	100.0%							
達成度			123.5%	118.9%	122.0%	123.8%	125.0%							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	評価
<p>1. 海技教育の実施 「独立行政法人海技教育機構法」(平成11年法律第214号。以下「機構法」という。)第11条第1項第1号に基づき、船員となる者及び船員に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を実施する。</p> <p>また、「機構法」第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年法律第31号)第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。</p> <p>海技教育の実施に当たっては、国際条約に的確に対応するとともに、船員教育機関及び海運業界と連携してのニーズの1層の精査や、これら関係者と交えて検討する国の施策に沿って、必要とされる教育を効果的・効率的に行えるよう、教育体制を見直し、海技教育全般の質的向上を図る。</p>	<p>(1) 海技教育の実施 「独立行政法人海技教育機構法」(平成11年法律第214号。以下「機構法」という。)第11条第1項に基づき、「船員となる者に対する教育」(資格教育)及び「船員に対する教育」(実務教育)を実施する。</p> <p>また、「機構法」第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年法律第31号)第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。</p> <p>海技教育の実施に当たっては、国が設置する検討会における検討結果を踏まえ、船員政策と整合を図った養成規模等、全体の見通しを定めつつ、海技教育に求められる教育を効果的・効率的に行う。</p>	<p>(1) 海技教育の実施 「独立行政法人海技教育機構法」(平成11年法律第214号。以下「機構法」という。)第11条第1項に基づき、「船員となる者に対する教育」(資格教育)及び「船員に対する教育」(実務教育)を実施する。</p> <p>また、機構法第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成16年法律第31号)第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。</p> <p>海技教育の実施に当たっては、国が設置する検討会における検討結果を踏まえ、船員政策と整合を図った養成規模等、全体の見通しを定めつつ、海技教育に求められる教育を効果的・効率的に行う。</p>			<p>海技教育の実施の評価：B</p> <p>【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×2項目+A4点×1項目×2+B3点×5項目)÷(8項目+1項目)=3.4 したがって、算術平均に最も近い評価は「B」評価である。</p> <p>※算定にあたっては評価毎の点数を、S:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×1項目+A4点×1項目×2+B3点×6項目)÷(8項目+1項目)=3.3 したがって、算術平均に最も近い評価は「B」評価である。</p> <p>※算定にあたっては評価毎の点数を、S:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>	

						評価	B
<p>(1) 船員となろうとする者に対する教育</p> <p>① 機構における資格教育</p> <p>(a) 養成定員と養成課程</p> <p>船員養成事業においては、三級海技士から六級海技士までの新人船員の養成を行うものとし、とりわけ、国内最大の内航船員の供給を担っている四級海技士養成課程（本科及び専修科）については、期首の定員を 390 名とする。</p> <p>新人船員の養成定員及び課程については、社会情勢の変化に応じて、船員教育機関及び海運業界等の関係者による検討結果を踏まえ、期間中に見直すものとする。</p>	<p>①船員となろうとする者に対する教育</p> <p>ア 機構における資格教育</p> <p>a) 養成定員</p> <p>海技課程本科（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下「専修科」という。）の資格教育については、期首の定員を 390 名とし、海技専攻課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）の資格教育については、期首の定員を 40 名とする。</p> <p>なお、期間中において、海運業界の需要、少子化の進展等を踏まえ定員を見直す。</p> <p>b) 養成課程</p> <p>三級海技士養成課程及び四級海技士養成課程について、海運業界の需要等を踏まえ、期間中に見直しを行う。</p>	<p>①船員になろうとする者に対する教育</p> <p>ア 資格教育</p> <p>a) 養成定員</p> <p>海技課程本科（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下「専修科」という。）の資格教育については、本年度の定員を 390 名とし、海技課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）の資格教育については、本年度の定員を 40 名とする。</p> <p>なお、学校の体制の議論や海運業界の需要状況を見ながら、定員の見直しを検討する。</p> <p>b) 養成課程</p> <p>i) 四級海技士養成課程について、本科の段階的な専修科への移行及び専修科の航海・機関それぞれの専科教育に移行することを検討する。</p> <p>なお、令和 3 年度開校予定の航海専科校の開校準備を行う。</p> <p>ii) 三級海技士養成課程について、海運業</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>養成定員</p> <p>本科及び専修科を 390 名、海上技術コースを 40 名とする。</p> <p><評価の視点></p> <p>養成定員及び養成課程の見直しを検討したか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>①船員になろうとする者に対する教育</p> <p>ア 資格教育</p> <p>a) 養成定員</p> <ul style="list-style-type: none"> 船員の高齢化の進展による船員不足を背景とした求人数の増加や入学の応募倍率の変化等及び国の船員政策の動向を見極め、令和 2 年度は、養成定員を据え置き合計 390 名（本科 140 名、専修科 250 名）とし、海上技術コース（海技大学校）定員は 40 名とした。 国土交通省に設置された「船員養成の改革に関する検討会」（以下「検討会」という）のとりまとめ公表を受け、海上技術学校の短大化及び航海・機関両用教育から専科教育への移行、更にはこれらの施策効果をより高めていくため、一部の学校で特色のある教育内容に特化することや、養成定員の段階的な拡大について検討を開始した。 <p>b) 養成課程</p> <p>i)</p> <ul style="list-style-type: none"> 四級海技士養成課程は、検討会とりまとめの「海技教育機関の教育内容の高度化、学校の体制等」を踏まえ、小樽海上技術学校を、航海科専科教育を行う短期大学校へ移行するべく準備を進め、令和 3 年度から開校することとした。また、その他の海上技術学校についても、短大化及び航海・機関両用教育から専科教育への移行、更にはこれらの施策効果をより高めていくため、一部の学校で特色のある教育内容に特化するなど、新たな工夫について引き続き検討を行った。 検討会には、機構から委員 2 名が参加し、船員養成のあり方等について 6 回（内航部会と外航部会の 2 回を含む）にわたる審議に参加した。 <p>ii)</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>次の実績により年度計画（指標含む）を達成したことから、自己評価を B 評価とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 限られた予算・人員の中、独立行政法人移行後、最大となる定員（機構学生・生徒、390 名）を適切に維持した。 養成定員について、検討会（船員養成の改革に関する検討会）へ参画、そのとりまとめを踏まえて段階的拡大を検討した。 養成課程について、学校体制の検討及び新体制への移行準備を実施した。 三級海技士養成課程の入学条件拡大について検討を実施した。 	<p><評価に至った理由></p> <p>令和 2 事業年度計画において、「海技課程本科（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下「専修科」という。）の資格教育については、本年度の入学定員を 390 名とし、海技課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）の資格教育については、40 名としている。本科及び専修科の養成定員は、平成 13 年度の独立行政法人移行後、最大値を維持している。限られた予算及び人員で自助努力により対応していることは評価に値する。また、海技教育機関の養成定員及び養成課程については、国土交通省に設置された「船員養成の改革に関する検討会」において公表されたとりまとめの「内航新人船員の養成規模のあり方等」を踏まえ、小樽海上技術学校を航海科専科教育の短期大学校に移行するべく、学生募集を開始しており、令和 3 年度からの開校に向けた準備を実施した。さらに、その他の海上技術学校の短大化、航海・機関両用教育から専科教育への移行、学校体制の移行の検討を行っている。三級海技士養成課程については、上記とりまとめの「三級海技士養成課程の入学条件を拡大」を踏まえ、海技大学校の入学条件拡大についての検討を進めている。よって、年度計画に定める内容を着実に実施しており、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	

			界のニーズ、少子化の進展を踏まえ、入学者を多方面から確保するよう、海上技術コース等の見直しを検討する。		・三級海技士養成課程は、検討会とりまとめの「三級海技士養成課程の入学条件を拡大」を踏まえ、検討を開始した。		
(b) 座学教育と航海訓練の一体的実施	c) 座学教育と航海訓練の一体的実施	c) 座学教育と航海訓練の一体的実施	<評価の視点> 1) 一貫性のあるカリキュラムへ見直しを完了したか。 2) 統一資質規準システム(QMS)と運用マニュアルの見直しを行ったか。	<主要な業務実績> c) 座学教育と航海訓練の一体的実施 i) カリキュラムの見直し ・見直しを完了した一貫性を有するカリキュラムに基づき、座学教育と航海訓練連携による効率的・効果的な教育・訓練を実施した。年度計画に対応する実施内容は次のとおり。 ○帆走訓練再開について ・コロナ禍、国交省海事局より示された乗船履歴等の代替措置に則り、練習船における航海訓練の一部を在宅による課題学習等として措置した。この実現に際しては、座学教育と航海訓練の連携が不可欠であり、練習船問題集や補助教材の活用を図り、機構本部、学校教員及び練習船教官が相互に連携を図り、対象者全てに対して適切な乗船履歴付与を実現した。 ・帆走訓練再開に向けた検討打合せを4回実施した。また、高所からの救助方法(宙づり者を想定)について、海王丸での試行・検討を踏まえた「高所救助マニュアル」を作成した。 ○資質基準システム(QMS)運用について ・令和3年4月、本部QMS内部監査結果及び三課(教務課・教育研究課・実習訓練課)連絡会を通じて改訂内容を審議し、資質基準システム(QMS)運用マニュアルを改訂した。 ・令和元年度QMSマネージメントレビュー(学校部会)で定めた教育訓練目標について、令和2年に発生した唐津校事案を受け「内部統制の充実・強化」を改定し、各校に周知、運用した。	<評定と根拠> 評定：B 次の実績により年度計画を達成したことから、自己評価をB評定とした。 ・一貫性を有するカリキュラムへの見直し及び統一資質基準マニュアルの見直しを完了し、年度計画に示す実績を上げた。 ・実習生の安全・安心の確保を最優先として、事故(日本丸関係)の再発防止に向けて適切に取り組んだ。 ・専科教育移行等に対応したカリキュラム見直しについて適切に取り組んだ。	評定	B
統合により学校における座学教育と練習船による航海訓練を一体的に実施できる体制となったことを活かし、教育内容の高度化を図るため、座学と実習カリキュラムの効果的な運用による一貫教育の実施、また施設・設備等の一体的運用による教育訓練の充実に取り組む。 併せて、海運業界が求める船員に不可欠とされる資質の涵養の強化を図る。	学校における座学教育と練習船における航海訓練について、教育内容の高度化とともに、海上勤務の特殊性を背景とした資質の涵養を図るため、次の取組を行う。 i) 座学教育と航海訓練の連携による効率的・効果的な教育を実施するため、現行の養成課程に関するカリキュラムを平成29年度を目標に一貫性のあるものに見直すとともに、国が設置する検討会における検討結果等を踏まえ必要な見直しを行う。また、資質基準システム(QMS)を一体的に運用し、期間中に定着を図る。	学校における座学教育と練習船における航海訓練について、教育内容の高度化とともに、海上勤務の特殊性を背景とした資質の涵養を図るため、次の取組を行う。 i) 一貫性のあるカリキュラムの運用により、座学教育と航海訓練の連携による効率的・効果的な教育を実施する。 航海訓練の実施に当たっては、平成30年度に発生した練習船「日本丸」の事故に関し、中断していた帆走訓練を再開し、「帆走訓練安全対策検証委員会」の承認を得た『操帆・帆走訓練マニュアル』に基づき、実習生の安全・安心の確保を最優先に事故の再発防止に適切に取り組む。また、見直した資質基準システ				<評定に至った理由> カリキュラムの見直しを完了したうえで、全ての本科及び専修科に対し、座学教育と航海訓練の一貫性あるカリキュラムを実施し、効率的かつ効果的に教育を実施した。 コロナ禍において学校教育、乗船実習共に制限を受ける中、学校教員と練習船職員が相互に連携することで業務を停滞させることなく、学生に対し必要な単位、乗船履歴を取得させていることは評価に値する。平成30年度から中断している帆走訓練においても、訓練再開に向け更なる安全対策を講じ、マニュアルを作成する取組を実施している。また、資質基準システム(QMS)マニュアルを適切に運用するとともに、内部監査結果や現状に基づき必要な改訂を行い、それに伴う変更点を各校に周知し運用を行っている。さらに、海上技術短期大学校航海専科のカリキュラム、学習指導要領及び規程を新規に作成し、教育内容の高度化と訓練の充実に取り組んでいる。これらのことから、年度計画に定める内容を着実に実施しており、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

		ム (QMS) の運用を定着させる。なお、令和3年度開校予定の航海専科校に対応したカリキュラムを作成する。		<ul style="list-style-type: none"> ・期間を通して、資質基準システム (QMS) 運用マニュアルに沿って、適切に運用した。 ○航海専科校カリキュラムについて <ul style="list-style-type: none"> ・座学課程について、昨年度策定した必修科目に続き、選択科目等のカリキュラム策定を進め、学習指導要領 (航海専科) を新規に作成した。また、新教科書「機関概要」について他教科書の改訂・増刷に合わせ初版を発行した。 ・練習船訓練課程について、航海専科校用のカリキュラムを新規に作成した。 ・省令改正 (国交省) に対応して、機構業務方法書を改定し、航海専科校開校に要する必要な規定を整備した。 						
	ii) リソース (教材、設備、教員) の有効活用を図るため、平成29年度までに教材の統一的使用、施設・設備の相互活用及び教育手法の共有方法について検討し、速やかに実施する。	ii) リソース (教材、設備、教員) の有効活用を図るため、教材の統一的使用、施設・設備の相互活用を実施するとともに教育手法の共有化について検証を行う。	<評価の視点> 現有教材の統一的使用、現有施設・設備の相互活用、教育手法の共有方法について検討、実施したか。	<主要な業務実績> ii) 組織における教材、設備、教員の有効活用を次のとおり図った。 (1)教材 <ul style="list-style-type: none"> ・学校と練習船の教材について「海技教育機構ポータルサイト」* の見直し計画に合わせて、共有教材・参考資料を公開できるよう準備を進めた。 * 機構本部及び各校・練習船の情報を一元的に検索・閲覧できるイントラネット。 ・新替時期に伴い不要となる日本丸保管のフルハーネス及びランヤード16本を、館山校に教材として譲渡するよう調整を図った。 ・令和3年3月新替に伴い不要となる青雲丸保有救命筏のうち2台を、教材として希望する清水校に譲渡するよう調整を図った。 (2)施設・設備 <ul style="list-style-type: none"> ・海技大学校において「ECDIS 訓練の講師研修」を学校教育部教員に対して実施した。また、海上技術短期大学校における ECDIS 訓 	<評定と根拠> 評定：B 次の実績により年度計画を達成したことから、自己評価をB評定とした。 <ul style="list-style-type: none"> ・以下に示す計画 (リソース活用) の実行には、全般的にコロナ禍による影響を受けたが、年度計画を達成した。 ・教材について、これまで海技士国家試験 (口述) 対策として学校と練習船間にて共有し、有効活用を図った。また、教材の均一化・効率化や、遠隔授業に向けた活用を図れるよう検討を開始した。 ・施設・設備について、学生・生徒の練習船訪船活動や、教員乗船研修は、コロナ禍の乗船実習への悪影響を考慮して、適切に中止を判断した。一方、海技大学校では、学校教員及び練習船職員を対象 	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <評定に至った理由> 学校教員と練習船職員が共有教材・参考資料を活用しやすくするために、機構本部及び学校・練習船の情報を一元的に検索・閲覧できるようイントラネット上で共有し、有効活用を図っている。また、コロナ禍においても授業が可能となるよう、遠隔授業実施に向けた取組を開始している。 施設・設備の有効利用については、海技大学校施設を活用し、学校教員及び練習船職員を対象に ECDIS 講習、STCW 基本訓練等の研修を実施している。 教員の確保、有効活用においては練習船職員として採用し、海上実歴を付けた後、適性や希望で練習船職員または学校教員の職種を選択する共通採用を実施し、人材の育成及び活用に資する取組を行っている。 これらのことから年度計画に定める内容を着実に実施しており、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 </td> </tr> </table>	評定	B	<評定に至った理由> 学校教員と練習船職員が共有教材・参考資料を活用しやすくするために、機構本部及び学校・練習船の情報を一元的に検索・閲覧できるようイントラネット上で共有し、有効活用を図っている。また、コロナ禍においても授業が可能となるよう、遠隔授業実施に向けた取組を開始している。 施設・設備の有効利用については、海技大学校施設を活用し、学校教員及び練習船職員を対象に ECDIS 講習、STCW 基本訓練等の研修を実施している。 教員の確保、有効活用においては練習船職員として採用し、海上実歴を付けた後、適性や希望で練習船職員または学校教員の職種を選択する共通採用を実施し、人材の育成及び活用に資する取組を行っている。 これらのことから年度計画に定める内容を着実に実施しており、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
評定	B									
<評定に至った理由> 学校教員と練習船職員が共有教材・参考資料を活用しやすくするために、機構本部及び学校・練習船の情報を一元的に検索・閲覧できるようイントラネット上で共有し、有効活用を図っている。また、コロナ禍においても授業が可能となるよう、遠隔授業実施に向けた取組を開始している。 施設・設備の有効利用については、海技大学校施設を活用し、学校教員及び練習船職員を対象に ECDIS 講習、STCW 基本訓練等の研修を実施している。 教員の確保、有効活用においては練習船職員として採用し、海上実歴を付けた後、適性や希望で練習船職員または学校教員の職種を選択する共通採用を実施し、人材の育成及び活用に資する取組を行っている。 これらのことから年度計画に定める内容を着実に実施しており、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。										

				<p>練開始に向け、教材、指導方法などの情報共有を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校では、感染症対策を行った上で授業や講習を6月から再開した。講習規模は縮小したものの、リソースを有効に活用して実施した。 ・コロナ禍、授業や講習を適切に実施できるよう、遠隔授業などを通じてリソースの有効活用をより図れるよう検討を開始した。 <p>(3) 教員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例年、学校教員の練習船乗船研修を実施しているが、感染症防止対策を講じた実習訓練を最優先する観点から中止した。 ・採用後に練習船職員として海上勤務実歴を付けた後、適性・希望等により職種を決定する共通採用（練習船職員、海上技術学校教員、海上技術短期大学教員、海技大学助教のうちいずれかに配属）を開始した。この取組により、教官8名（航海科4名、機関科4名）を新規採用した。 	<p>とする ECDIS 講習や STCW 基本訓練等の研修を実施し、海技士に要する資格を取得させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員について「共通採用」により新規採用を実現した。 									
	<p>iii) 関係団体等の協力を得て、海運業界の社会的な意義や役割、業務形態の理解を促進し、海事関連企業への就職率を、中期計画期間の各年度とも、本科、専修科及び海上技術コースのいずれも 95%以上とする。</p>	<p>iii) 関係団体等の協力を得て、海運業界の社会的な意義や役割、業務形態の理解を促進し、海事関連企業への就職率を、本科、専修科及び海上技術コースのいずれも 95%以上とする。</p>	<p><主な定量的指標> 本科、専修科及び海上技術コースのいずれも 95%以上とする。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>iii) 海事関連企業への就職率は、95%以上の高い実績を維持した。</p> <table border="0"> <tr> <td>○本科</td> <td>96.9%</td> </tr> <tr> <td>○専修科</td> <td>99.6%</td> </tr> <tr> <td>○海上技術コース</td> <td>100.0%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・入学当初から就職に係る意識付け・指導として、就職先（船種）希望調査、海技者セミナー及び就職説明会への参加指導、面接試験応対方法や求人票の見方、履歴書の書き方など、就職指導を積極的に実施した。 ・就職活動支援について、自宅待機（コロナ禍）を余儀なくされた学生・生徒に対して、電子メールによる情報展開、個別相談、エントリーシート作成及び面接要領に係る指導を実施した。 	○本科	96.9%	○専修科	99.6%	○海上技術コース	100.0%	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>重要度及び難易度共に高い指標（年度計画）を掲げる本項目について、次の実績により年度計画を達成した。加えて、独法評価指針（定量的指標の達成度 100%以上、かつ難易度高）に照らして、自己評価をA評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面での就職指導や会社説明会等が困難な状況下、オンラインを活用した指導・説明会等を展開したこと。企業や練習船と相互調整（初めての手法、日程調整、機器準備等）を図り、企業面接をオンラインを併用して実現したこ 	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>A</td> </tr> </table> <p><評定に至った理由></p> <p>海事関連企業への就職率は、法人のアウトプットの重要項目であり、目標設定にあたっては、内航新人船員の主要な供給源として重要な役割を担っているため、就職率 95%という相当の努力をしなければ達成できない高水準の目標としている。学生に対する求人状況が海運業界の景気動向で大きく変動する等、外的要因の影響を受けるため、本項目は難易度が「高」と設定している。</p> <p>入学当初から生徒・学生に対し就職指導を積極的に行い、学生、生徒に対し就職に関する意識付けを行っている。</p> <p>今年度はコロナ禍で対面での就職指導が困難となったが、オンラインを利用した就職指導や会社説明、企業面接などを行うとともに、コロナ禍で制限がある中、船社等からの求人確保のため、学校職員が企業</p>	評定	A
○本科	96.9%													
○専修科	99.6%													
○海上技術コース	100.0%													
評定	A													

				<ul style="list-style-type: none"> ・求人依頼及び就職に関する情報交換を目的として、海事関連企業への訪問（33社）、海事関連企業からの学校訪問（119社）をコロナ禍においても企業の理解を得ながら実施すると共にオンラインを活用した会社説明会等も実施した。 	<p>と。これらにより、高い就職率を維持して、目標値（年度計画の指標）を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成度（就職率）は、本科 102.0%、専修科 104.8%及び海上技術コース 105.3%であること、及び、影響を強く受けたコロナ禍においても、年度計画に示す難易度の高い指標（目標値、年度計画）を適切に実現した。 	<p>訪問し、更なる求人開拓を行っている。</p> <p>これらの取組の結果、高い就職率を維持し、就職率（実績値）は達成目標の95%に対し、本科96.9%、専修科99.6%、海上技術コースは100%と、目標値を上回る実績を上げている。</p> <p>コロナ禍においても重要度及び難易度が高い目標を達成できたのは、法人の努力の結果であり、自己評価書の「A」との評価結果が妥当である。</p> <p><その他外部有識者からの意見></p> <p>「A」との評価に異存はないとの意見をj得ている。</p>		
	iv) 内航船員養成教育訓練プログラムの着実な実施、知識・技能の定着を目的とした適切なフォローアップにより教育効果を高め、海技士国家試験合格率を中期計画期間の各年度とも、全員が航海または機関のいずれかに合格することを目指すこととし、航海・機関の両方の合格率については、本科においては80%以上、専修科及び海上技術コースにおいては95%以上とする。	iv) 一貫性のあるカリキュラムの着実な実施、補講、模擬試験、個別指導に加え、学力レベル別の学習指導など適切なフォローアップにより教育効果を高め、全員が航海又は機関いずれかの試験に合格することを目指すこととし、航海・機関の両方の合格率については、本科においては80%、専修科及び海上技術コースにおいては95%以上とする。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・航海・機関の両方の合格率 本科 80%以上 専修科 95%以上 海上技術コース 95%以上 <ul style="list-style-type: none"> ・全員が航海・機関のいずれかに合格することを目指す。 	<p><主要な業務実績></p> <p>iv) 海技士国家試験合格率は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本科 : 65.8% ○ 専修科 : 100.0% ○ 海上技術コース : 100.0% <ul style="list-style-type: none"> ・本科及び専修科の航海・機関いずれかの合格率は94.7%（338名/357名中）であった。 ・各校において口述試験に備えた補講等の自主講座、模擬試験及び個別指導の実施に加え、学生へ航海・機関に関する作成教材を提供した。また、卒業生（前年度口述試験受験者）から10名を選出し、口述試験における学校での指導法、口述試験対策問題集の内容、ボリューム、学生自身の当時学習状況についてインタビューを行い、今年度の指導方法に反映するなど、きめ細かい指導を実施した。 ・本科生合格率が目標（指標）値を下回った原因には、例年実施する口述試験対策の指導時間（下船後から受験日程まで）を十分確保できなかったことが挙げられる。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>年度計画（指標含む）に係る次の実績を総合的に判断して、自己評価をB評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補講等の自主講座及び個別指導に加え、定期的に実力試験を行うことで、学力レベルに応じた学習指導を実施するなど、きめ細かな指導を実施した。 ・口述試験を想定した面接指導、模擬試験、試験対応の指導を実施した。 ・コロナ禍、例年と比較して受験準備期間が短縮される状況であったが、上記の取組により以下の合格率実績を得た。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 本科（航海・機関両方）：65.8%。 ○ 専修科及び海上技術コース（航海・機関両方）：100%。 ○ 本科及び専修科（航海・機関いずれか）：94.7%。 	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> </table> <p><評定に至った理由></p> <p>海技士国家試験の合格率は、機構のアウトプットの重要項目であり、必ず達成すべき目標値と考える。目標設定にあたっては、全員が海技士（航海）又は海技士（機関）（以下、それぞれ「航海」又は「機関」という。）いずれかの試験に合格することを旨とするともに、機構のパフォーマンスを最大限に引き出す観点で、相当程度の努力をしなければ達成できない定量的指標として、航海・機関の両方の試験の合格率を、前中期目標期間より5%上回る目標値に設定している。目標達成は、指導者の努力もさることながら、学生のモチベーションも大きく影響することから、容易でなく、難易度が高い目標としている。</p> <p>補講等の自主講座及び個別指導に加え、定期的に実力試験を行い学力レベルの把握に努め、そのレベルに応じた学習指導を継続して実施している。反復指導を実施することで、生徒、学生自身に理解度を把握させ、ポイントを絞り、弱点部分を集中的に指導することで効果を上げている。</p> <p>また、前年度の卒業生から口述試験対策の指導法について意見を求め、効果的な指導方法に改善するなど新たな工夫を行っている。</p> <p>今年度はコロナ禍で、口述試験対策の指導時間を十分に取れなかったこともあり、本科においては航海、機関両方の合格率が65.8%と、目標値80%に達しなかった。航海、機関いずれかの合格率は95%（357名中338名が合格）であった。</p>	評定	B
評定	B							

							一方、専修科と海上技術コースは目標値 95%に対し、100%の合格率となり、前年度の結果を上回っている。これらを総合的に判断し、自己評価書の「B」との評価結果が妥当である。
(c) 海運業界との連携 海運業界や船員教育機関等との意見交換会等を通じて、海運業界のニーズを的確に把握するとともに、相互の連携を強化することにより、教育の質を向上させる。	d) 海運業界との連携 海運業界のニーズを的確に把握し、船員教育の質向上を図るため、意見交換会や海運業界等による学生への説明会等を期間中に 375 回程度開催する。	d) 海運業界との連携 海運業界のニーズを的確に把握し、船員教育の質を向上させるため、意見交換会や海運業界等による学生への説明会等を 75 回程度開催するなど、海運業界との連携を図る。	<主な定量的指標> 意見交換会や海運業界等による生徒・学生への説明会等を 75 回程度開催する。	<主要な業務実績> d) 海運業界との連携 ・海運業界ニーズを的確に把握し、船員教育の質向上を図るため意見交換会等（日本船主協会、全国内航タンカー海運組合、及び各地の船員対策連絡協議会等）を 23 回実施し、海運業界の概況、若手船員の確保等の現状及び船員に求める気質・人物像などについて理解を深め、教育・訓練に反映させた。 ・生徒・学生への説明会等（地方運輸局、海運業界等）を 48 回開催した。生徒・学生は海運業界の諸説明に対して活発な質疑応答を行い、船員業務内容の理解を深め、就職及び勉学への意欲等を高める動機付けとなり、就職率、合格率の目標達成に係る重要な取組となった。 ・コロナ禍で実施困難な状況も見受けられたが意見交換会や海運業界等による生徒・学生への説明会等を 71 回開催した。 ・会合形式の企業等との意見交換会が自粛（コロナ禍）される中、電子メールを活用して「求人への影響」「船員充足のビジョン」「若手の退職理由」等について意見交換を実施した。 ・内航総連及び海技教育財団の協力を得て、オンラインによる企業説明会を実施した。宮古校・清水校の参加（8 月期 8 名）を皮切りに、全 7 校 363 名の生徒・学生（9 月期）が、船社 11 社から船社情報を幅広く聴講し、企業説明会に参加した。 ・海技者セミナーに代わる「オンライン説明会」を機構本部主催で実施した。参加船社は 21 社、延べ参加人数は 747 名。	<評定と根拠> 評定： A 年度計画（指標含む）に係る次の実績を総合的に判断して、自己評価を A 評定とした。 ・コロナ禍で、海運業界ニーズの的確な把握を対面で実施できない中、オンラインに因る手法を業界、学校、練習船の協力により確立し、意見交換会を 23 回実施した。 ・生徒・学生への説明会を 48 回実施した。 ・指標（年度計画）に対する達成度は 94.7%（実績 71 回/75 回）であったが、コロナ禍により実施計画の全てを中止せざるを得ない国内環境下、7 月以降はオンラインを活用して積極的に実施し、確実に実績を上げた。 ・独法評価指針 p.6：「予測し難い外部要因により業務が実施できない場合」を考慮した。	評定 B	<評定に至った理由> コロナ禍で対面での意見交換会や説明会の実施が困難な中、海運業界のニーズを把握し、船員教育の質の向上を図るための意見交換会をオンライン等で 23 回実施している。意見交換会では海運業界の概況、若手船員の確保等の現状及び船員に求める気質・人物像などについて理解を深め、その結果を教育に反映させる取組を実施している。また地方運輸局、海運業界等による学生への説明会を 48 回実施し、就職指導面にも活用されている。 これらの事から意見交換会や海運業界等による生徒・学生への説明会等を合計 71 回（達成度 94.7%）開催している。 4 月から 6 月にかけてコロナ禍で意見交換会等を中止せざるを得ない状況であったが、7 月以降オンラインを積極的に活用し、実績を上げている。 新型コロナウイルス感染症拡大という予測し難い外部要因の影響を受け、計画していた説明会等の中止もあったが、実績と影響を考慮した計画値等を総合的に判断し、「B」との評価結果が妥当である。

<p>②他の教育機関から受託する航海訓練の実施</p> <p>学生の練習船への配乗に際し、その中立・公平性を確保しつつ、養成目的及び関係法令の要件に基づき効果的・効率的に航海訓練を実施する。</p> <p>また、国際条約の改正等に的確に対応し、船員教育機関及び海運業界と連携して、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させる。さらに、海技資格に必要な講習の実施について、国内法の改正動向に合わせ、関係機関と協力して実施する。</p>	<p>イ 他の教育機関から受託する航海訓練</p> <p>a) 航海訓練の中立性・公平性の確保</p> <p>航海訓練の中立性・公平性を図るため、船員教育機関等との連携を強化し、期間中5回程度の連絡会議を開催する。</p> <p>b) 航海訓練の充実</p> <p>i) 他の船員教育機関から受託する航海訓練について、「STCW条約」に即した訓練を展開するとともに、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させるため、船社等を対象とした視察会で得られた業界ニーズを踏まえ、期間中に訓練内容、手法の必要な見直しを行う。また、視察会参加者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得る。</p> <p>ii) 社船実習制度に関して、訓練内容の充実・強化を図るため、船社と連携し社船と練習船の役割分担について必要な見直しを行う。</p>	<p>イ 他の教育機関から受託する航海訓練</p> <p>a) 航海訓練の中立性・公平性の確保</p> <p>航海訓練の中立性・公平性を図るため、船員教育機関等との連携を強化し、連絡会議を1回程度実施する。</p> <p>b) 航海訓練の充実</p> <p>i) 他の船員教育機関から受託する航海訓練について、「STCW条約」に即した訓練を展開し、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させるとともに、船社等を対象とした視察会で得られた業界ニーズを踏まえ、訓練内容、手法の点検を行う。これらの取組について、視察会参加者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得る。</p> <p>ii) 航海訓練の実施に当たっては、平成30年度に発生した練習船「日本丸」の事故に関し、中断していた帆走訓練を再開し、「帆走訓練安全対策検証委員会」の承認を得た</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 航海訓練の中立性・公平性を図るため、船員教育機関等との連携を強化し、連絡会議を1回程度実施する。 船社による練習船視察会参加者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得る。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 船社等を対象とした視察会で得られた業界ニーズを踏まえ、訓練内容、手法の点検を行ったか。 社船実習制度に関して、毎年開催される社船実習協議会に参加し、練習船の訓練において見直すべき事項を抽出して改善を図ったか。 海技資格に必要な登録免許講習について、大学及び高等専門学校と講習の分担に基づき、実施したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 他の教育機関から受託する航海訓練</p> <p>a) 航海訓練の中立性・公平性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 航海訓練の中立性・公平性を図るため、大学及び高等専門学校との連絡会議（オンライン）を各1回開催した。更に、コロナ禍における乗船履歴代替措置等を議題とした意見交換会（オンライン）を複数回実施し、緊密な連携を図った。これら検討を踏まえ中立性・公平性を担保した実習生配乗計画（練習船）を策定した。 <p>b) 航海訓練の充実</p> <p>i)</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ対策上、船社等を対象とした乗船を伴う練習船視察会を中止したことから、動画配信サービス（YouTubeを指す、以下同じ）を活用した内航海運事業者向けオンライン視察会（機構主催）を実施した。視聴を事前登録したのは27事業者、令和3年2月26日～3月12日の期間中に221回視聴された。加えて、動画視聴者を対象に意見交換会（オンライン）を実施し、8事業者が参加した。 動画配信サービスを活用して外航海運事業者向けオンライン視察会（機構主催）を実施した。視聴を事前登録したのは5事業者、令和3年2月26日～3月12日の期間中に140回視聴された。加えて、動画視聴者を対象に意見交換会（オンライン）を実施し、5事業者が参加した。 視聴後、実習環境等に関するアンケートを実施し、83.3%（70件/84件）の肯定的評価を得た。 <p>ii)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年1月、海王丸において登橋訓練を再開したが、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年4月から帆走訓練を中断して 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>次の実績により年度計画（指標含む）を達成したことから、自己評価をB評価とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 航海訓練の中立性・公平性を担保するため、大学及び高等専門学校と航海訓練に関する連絡会議を実施した。 外航船社、内航船社等を対象とした練習船視察会をオンラインで実施し、83.3%の肯定的評価を得た。 航海訓練の実施に際しては、三密不可避の船内において「コロナウイルスを船上に持ち込まないこと」を念頭とした「感染防止対策ガイドライン」を策定、関係機関（地方自治体や港湾関係者等）との連携を図りつつ、感染者（陽性者）を発生させずに実習訓練を遂行し、乗船履歴を付与した。 実習生の安全・安心の確保を最優先として、事故（日本丸関係）の再発防止に向けて適切に取り組んだ。 社船実習制度に関して、船社等との意見交換（社船実習協議会）を実施した。また、社船実習教員（研修担当者、内航四級）に対する講習を実施し、社船実習の効果的な実施に努めた。 大学及び高等専門学校に係る登録免許講習について、改定したカリキュラムに基づき、練習船に 	<p>評価</p> <p>B</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>航海訓練の中立性・公平性を確保するため、また、船員教育機関との連携を強化するため、大学及び高等専門学校と連絡会議（オンライン）を各1回開催し、意見交換の上、練習船配乗計画を策定している。</p> <p>コロナ禍で一時航海訓練を中止したが、訓練再開後は代替措置を取り入れながら、訓練を継続している。その結果、学生、生徒に必要な乗船履歴を付与している。また、三密を避けられない練習船内において、あらゆるコロナ対策を講じ、感染者発生をゼロに押さえつつ、航海訓練を実施している。</p> <p>外航船社、内航船社等を対象にした練習船視察会は、コロナ対策の関係上、練習船に乗船しての視察会を中止したことから、動画サービスを利用した視察会を実施し、オンラインでの意見交換会やアンケート調査を行い、83.3%（達成度104.1%）の肯定的評価を得ている。さらに、その結果に基づき航海訓練内容の見直し、点検、改善を行っている。</p> <p>社船実習制度に関して、毎年開催される社船実習協議会に参加し、練習船の実習において見直すべき事項を抽出している。また、社船実習拡大に向けた社船実習（内航四級）の教員に対する研修担当者のための講習を1回開催している。</p> <p>海技資格に必要な登録免許講習については、大学及び高等専門学校と協議した講習分担に基づき、練習船において講習を実施している。</p> <p>これらのことから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>
--	--	---	--	---	--	--------------------	--

		<p>iii) 海技資格に必要な講習の練習船での実施について、国内法令の改正動向に合わせ、平成29年度中に大学・高専と練習船の分担内容を確定し、カリキュラムの見直し及び講習プログラムを策定する。また、期間中に講習内容の定着を図る。</p>	<p>『操帆・帆走訓練マニュアル』に基づき、実習生の安全・安心の確保を最優先に事故の再発防止に適切に取り組む。</p> <p>iii) 社船実習制度に関して、毎年開催される社船実習協議会に参加し、航海訓練に関する情報の共有を図る。その内容から、練習船の訓練において見直すべき事項を抽出して改善を図る。</p> <p>iv) 海技資格に必要な登録免許講習の練習船での実施について、大学及び高専と協議した分担に基づき、講習を実施する。</p>	<p>いる状況である。帆走訓練再開を視野に入れた検討打合せを4回実施し、高所からの救助方法（宙づり者を想定）について、海王丸での試行・検討を踏まえた「高所救助マニュアル」を作成した。</p> <p>iii)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社船実習協議会（外航、内航三級、内航四級）にそれぞれ参加し、国土交通省、船員教育機関及び社船実習実施船社等との意見交換及び情報共有を図った。協議会等を通じて船社からカリキュラム改訂に係る要望はなかった。 ・社船実習（内航四級）の教員に対する研修担当者のための講習を1回開催した。 <p>iv)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海技資格に必要な登録免許講習について、大学及び高専と協議した分担に基づき、練習船において講習を実施した。 	<p>て講習を実施した。</p>					
<p>(2) 船員に対する教育</p> <p>海技士の免許を取得するために必要な講習以外の講習等については、海運業界のニーズを踏まえた検討を行い、年度毎に見直す。また、技術革新に伴い、国際条約により求められる新たな技能の習得のための講習課程を期間中に設置する。</p> <p>水先人の養成については、関係者と連</p>	<p>②船員に対する教育</p> <p>ア 実務教育の実施</p> <p>講習等（海技士の免許を取得するために必要な講習を除く）の実務教育について、講習受講者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得るとともに、海運業界のニーズを踏まえ、年度毎に講習内容の見直しを行う。</p>	<p>② 船員に対する教育</p> <p>ア 実務教育の実施</p> <p>講習等（海技士の免許を取得するために必要な講習を除く）の実務教育については、講習受講者に対するアンケートで80%以上の肯定的な評価を得るとともに、受講者からの意見等を講習に反映させる。また、海運業界のニーズを踏まえ、講習内容の見</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習受講者に対するアンケートについて、80%以上の肯定的な評価を得る。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務教育について海運業界のニーズを踏まえ、講習内容の 	<p><主要な業務実績></p> <p>②船員に対する教育</p> <p>ア 実務教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務教育について、講習受講者に対するアンケートで100%の肯定的な評価を得られ、教育内容が業界ニーズとマッチしていることを確認した。 <p>イ 新たな講習の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LNG燃料船に係る講習については、「IGFコードの適用を受ける船舶向け基本訓練」を3回、「IGFコードの適用を受ける船舶向け上級訓練」を4回、「低引火点燃料補給作業訓練」を2回実施した。 ・「極水域を運航する船舶向け基本訓練」を1 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>次の実績により年度計画を達成した。加えて、独法評価指針（定量的指標の達成度120%以上）に照らして、自己評価をA評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務教育について、講習受講者に対してアンケートを実施、100%の肯定的な評価を得た。これは、アンケート結果から講習内容の細かな改善を図り、着実に実施した成果であると考えられ、今後も引き続き、改善に努める。 	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p><評定に至った理由></p> <p>実務教育について、講習実施後、受講生に対して実施したアンケート720件の結果から、100%（達成度125.0%）の肯定的な評価を得ている。受講生は講習内容について高い満足度を得ている。これは、今までのアンケート結果を受けて講習内容を見直し、改善を繰り返したことによる成果であると考えられる。引き続き、受講生のニーズを取り入れた、良質な講習の実施を期待する。</p> <p>前年度より講習実施回数を増やし「IGFコードの適用を受ける船舶向け基本訓練」は3回、「IGFコードの適用を受ける船舶向け上級訓練」は4回、「低引火点燃料補給作業訓練」は2回実施している。</p> <p>「極水域（北極海及び南極海）航路に係る講習（基本訓練）」は1回実施している。今年度「極水域（北</p> </td> </tr> </table>	評定	A	<p><評定に至った理由></p> <p>実務教育について、講習実施後、受講生に対して実施したアンケート720件の結果から、100%（達成度125.0%）の肯定的な評価を得ている。受講生は講習内容について高い満足度を得ている。これは、今までのアンケート結果を受けて講習内容を見直し、改善を繰り返したことによる成果であると考えられる。引き続き、受講生のニーズを取り入れた、良質な講習の実施を期待する。</p> <p>前年度より講習実施回数を増やし「IGFコードの適用を受ける船舶向け基本訓練」は3回、「IGFコードの適用を受ける船舶向け上級訓練」は4回、「低引火点燃料補給作業訓練」は2回実施している。</p> <p>「極水域（北極海及び南極海）航路に係る講習（基本訓練）」は1回実施している。今年度「極水域（北</p>	
評定	A									
<p><評定に至った理由></p> <p>実務教育について、講習実施後、受講生に対して実施したアンケート720件の結果から、100%（達成度125.0%）の肯定的な評価を得ている。受講生は講習内容について高い満足度を得ている。これは、今までのアンケート結果を受けて講習内容を見直し、改善を繰り返したことによる成果であると考えられる。引き続き、受講生のニーズを取り入れた、良質な講習の実施を期待する。</p> <p>前年度より講習実施回数を増やし「IGFコードの適用を受ける船舶向け基本訓練」は3回、「IGFコードの適用を受ける船舶向け上級訓練」は4回、「低引火点燃料補給作業訓練」は2回実施している。</p> <p>「極水域（北極海及び南極海）航路に係る講習（基本訓練）」は1回実施している。今年度「極水域（北</p>										

<p>携し安定確保に努めるとともに、その教育の実施に際しては、これまでの受講者の能力の検証・分析結果を踏まえ、内容の充実を図る。</p>	<p>イ 新たな講習の設置</p> <p>技術革新に伴い、国際条約により規定される新たに必要となる技能習得のため、国の政策を踏まえ、期間中に以下の講習課程設置に取り組む。</p> <p>a) LNG 燃料船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習</p> <p>b) 北極海航路に従事する船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習</p> <p>ウ 水先人教育</p> <p>水先人の安定確保に資するため、関係者との連携を強化し、その教育を的確に実施するとともに、これまでの実績、成果から受講者の能力検証・分析を行い、より良い水先教育に反映させるために、操船シミュレータ実習に使用するシナリオ等を毎年度改</p>	<p>直しを行う。</p> <p>イ 新たな講習の設置</p> <p>技術革新に伴い、国際条約により規定される新たに必要となる技能習得のための講習課程を実施するとともに、その教育内容について検証を行う。</p> <p>a) LNG 燃料船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習</p> <p>b) 北極海航路に従事する船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習（基本） 北極海航路に従事する船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習（上級）を開講する。</p> <p>ウ 水先人教育</p> <p>関係機関との連携を強化し、水先人教育を的確に実施するとともに、受講者の能力検証・分析を行い、操船シミュレータ実習に使用するシナリオ等の質の向上を図る。</p>	<p>見直しを行ったか。</p> <p>・以下の講習課程の開講に向けた準備を行ったか。</p> <p>a) LNG 燃料船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習</p> <p>b) 北極海航路に従事する船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習</p> <p>・水先人教育について受講者の能力検証・分析を行い、操船シミュレータ実習に使用するシナリオ等を改善したか。</p>	<p>回実施した。</p> <p>・「極水域を運航する船舶向け上級訓練」開講の検討に併せて、基本訓練の教育内容等について検証し、変更する必要はないと判断した。ただし、上級訓練開講後に上級訓練内容見直しを要する場合、基本訓練の見直しも併せて実施することとした。</p> <p>・「極水域を運航する船舶向け上級訓練」については、船員法施行規則の規定に基づく講習として国土交通大臣登録を申請した結果、令和3年2月、登録承認を受け、3月に官報に掲載された。講義資料作成等の開講準備を進め、令和3年3月に海技大学校で第一回開講を予定したが、緊急事態宣言の期間再延長により、開講を令和3年度に延期した。</p> <p>・STCW 条約第VI章基本訓練に係る更新講習では、生存技術更新講習及び防火と消火更新講習について、関東地区（6回）、関西地区（2回）及び九州地区（5回）で開催した。</p> <p>・基本訓練の講師講習（令和2年8月付国海員174号の3により、座学研修のみ）を海技大学校で実施した。また、機構本部にて遠隔講習（海技大学校から配信）を実施した。</p> <p>・海事局からの通達（令和2年8月付国海員141号の3が令和3年1月より適用）を受け、令和2年12月に講師講習の登録申請手続きを実施した。同通達適用後の第1回基本訓練講師講習を海技大学校において実施した。</p> <p>ウ 水先人教育</p> <p>・関係機関との連絡会等を開催し水先人教育を適切に実施するため連携強化に努めた。</p> <p>・各養成課程について、共通教育修了時の修了判定、個別教育及び課程修了時の修了判定並びに修了試験による判定を、水先教育センター運営会議に諮るなど、能力検証・分析を行っ</p>	<p>・LNG 燃料船及び極水域（北極海及び南極海）航路に係る講習の基本訓練を実施するとともに「極水域を運航する船舶向け上級訓練」講習について開講に向けた準備を整えた。</p> <p>・「低引火点燃料補給作業訓練」について、より実務に近づくよう内容を改善した。</p> <p>・新規訓練として STCW 第VI章基本訓練インストラクター講習を開講した。</p> <p>・水先人教育については、コロナ禍、実施時期の変更など柔軟な対応を行い、業務を実施した。また、操船シミュレータ実習シナリオ（教材）を、より操船の実状に適合したものに改善した。</p>	<p>極海及び南極海）航路に係る講習（上級訓練）」の登録承認を受けた。3月の開講を予定していたが、コロナ禍で緊急事態宣言が出されたため延期をしている。</p> <p>講習の実施方法においては、コロナ禍で制約を受ける中、オンラインを活用した遠隔講習を行うなど新たな取組を実施している。</p> <p>水先人教育について、コロナ禍で授業の実施時期を変更するなど、感染症対策を講じながら所定のカリキュラムを実施している。また、操船シミュレータ実習に使用するシナリオを改善するなどの取組を行っている。</p> <p>国際条約に対応した講習の設置や遠隔講習など積極的に取り組んでいることや講習に対する受講者からの高い評価から、自己評価書の「A」との評価結果が妥当である。</p> <p><その他外部有識者からの意見></p> <p>「A」との評価に異存はないとの意見を得ている。</p>
--	--	---	---	---	--	--

	善し、その質の向上を図る。			<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムに係る改善要望を検討し、操船シミュレータ実習に使用する複数のシナリオ等改善に取り組んだ。 ・コロナ禍、水先コース（一級）の入学日と修了日をそれぞれ変更して対応した。令和2年6月の対面授業再開までの間は、修業生に対し演習課題を与え自宅学習期間とした。更に、共通教育・個別教育の時間確保のため、水先コース（二級・三級）の修了日を変更した。 ・対面授業開始後は感染症対策を講じて講義等を再開し、所定のカリキュラムを実施した。 		
--	---------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I- (2)	研究の実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人海技教育機構法 第11条
当該項目の重要度、難易度	【難易度：高】 共同研究・受託研究の実施 外部機関からの受託研究及び共同研究の実施について、期間中 67 件程度という目標は、研究委託者の開拓及び委託者との交渉成立により実施できるものであり、あらかじめその件数を計画することが困難であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413

2. 主要な経年データ															
① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報								② 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
研究 (計画値)	期間中 165 件程度	期間中 80 件程度	33 件程度	33 件程度	33 件程度	33 件程度	33 件程度			予算額 (千円)	336,531	326,302	310,454	303,471	299,914
研究 (実績値)			34 件	30 件	34 件	41 件	32 件			決算額 (千円)	313,576	313,698	313,991	356,958	359,646
達成度			103.0%	90.9%	103.0%	124.2%	97.0%			経常費用 (千円)	313,576	313,698	313,991	364,890	353,274
共同研究 (計画値)	期間中 60 件程度	—	12 件程度	12 件程度	12 件程度	12 件程度	12 件程度			経常利益 (千円)	209	△1,735	1,384	7,863	10,608
共同研究 (実績値)			12 件	8 件	7 件	14 件	15 件			行政サービス実施コスト (千円)	146,339	273,726	304,453	—	—
達成度			100.0%	66.7%	58.3%	116.7%	125.0%			行政コスト (千円)	—	—	—	466,976	353,274
受託研究 (計画値)	期間中 7 件程度	—	1 件程度	1 件程度	1 件程度	1 件程度	1 件程度			従事人員数	596	595	591	581	579
受託研究 (実績値)			2 件	2 件	2 件	4 件	5 件								
達成度			200.0%	200.0%	200.0%	400.0%	500.0%								
定期刊行物 (計画値)	期間中 10 件程度	—	2 件程度	2 件程度	2 件程度	2 件程度	2 件程度								
定期刊行物 (実績値)			2 件	4 件	3 件	3 件	3 件								
達成度			100.0%	200.0%	150.0%	150.0%	150.0%								
査読付き論文発表 (計画値)	期間中 50 件程度	—	10 件程度	10 件程度	10 件程度	10 件程度	10 件程度								
査読付き論文発表			10 件	4 件	10 件	9 件	10 件								

(実績値)														
達成度			100.0%	40.0%	100.0%	90.0%	100.0%							
学会発表等 (計画値)	期間中 60件程度	年間 11件程度	12件程度	12件程度	12件程度	12件程度	12件程度							
学会発表等 (実績値)			34件	17件	17件	17件	13件							
達成度			283.3%	141.7%	141.7%	141.7%	108.3%							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	評価
<p>「機構法」第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を行う。</p> <p>研究の実施に当たっては、機構の目的を踏まえて、海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育に反映し、船員の能力向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努めることとする。</p>	<p>「機構法」第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を実施する。</p> <p>研究の実施に当たっては、研究管理委員会を設け、国際条約の改正等に対応した研究並びに学校における座学教育と海技大学校の施設及び練習船による航海訓練の連携を活かした、組織的な研究を行い、その結果を教育に反映し、船員の能力向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努める。</p>	<p>「機構法」第11条第1項第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を実施する。</p> <p>研究の実施にあたっては、研究管理委員会を設け、国際条約の改正等に対応した研究並びに学校における座学教育と海技大学校の施設及び練習船による航海訓練の連携を活かした、組織的な研究を行い、その結果を教育に反映し、船員の能力向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努める。</p>			<p>研究の実施の評価：B</p> <p>【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×1項目+B3点×2項目)÷3項目=3.3</p> <p>したがって、算術平均に最も近い評価は「B」評価である。</p> <p>※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×1項目+B3点×2項目)÷3項目=3.3</p> <p>したがって、算術平均に最も近い評価は「B」評価である。</p> <p>※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>	

<p>(1) 研究活動の活性化</p> <p>研究体制の構築を図り、重点研究課題の策定及び研究評価体制を確立すること等により、海技教育及び船舶運航に関する研究を実施する。</p>	<p>①研究活動の活性化</p> <p>研究能力の維持・向上とともに、研究活動の活性化を図るため、期間中に次の取組を実施する。</p> <p>ア 施設及び人員を横断的に活用できる研究体制を平成29年度までに構築する。</p> <p>イ 重点研究課題の策定、実行及び評価体制を新たに確立し、社会ニーズを反映した船舶運航及び航海訓練に関する研究を期間中に延べ165件程度実施する。</p>	<p>① 研究活動の活性化</p> <p>研究能力の維持・向上とともに、研究活動の活性化を図るため、次の取組を実施する。</p> <p>ア 施設及び人員を横断的に活用できる研究体制の定着を図るとともにその有効性を検証する。</p> <p>イ 研究計画に基づき、社会ニーズを反映した船舶運航及び航海訓練に関する研究を33件程度実施し、その成果を教育に反映する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究計画に基づき、33件程度の研究を行う。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び人員を横断的に活用できる研究体制を構築したか。 ・国際条約の改正等に対応した研究、海技大学校の施設及び練習船による航海訓練の連携を活かした研究を実施したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>研究活動の活性化</p> <p>ア 本年度は、研究管理委員会を9回開催し、引き続き「研究管理委員会及び研究に関する部会（航海訓練部及び海技大学校）」を通して研究体制の強化、情報交換を図り研究業務を適切に活性化させ、10件の新規研究の立ち上げを行った。</p> <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会ニーズの把握に努め、それを反映した船舶運航及び航海訓練に関する「独自研究」を32件（新規10件、継続22件）実施した。 ・研究の質も考慮すべきとの国土交通省外部有識者（令和2年度見込評価書記載）からの指摘を受け、成果（発表・レポート）が得られていない研究や、継続妥当性を評価した結果、研究数が減少する結果となった。 ・これらの状況を踏まえて研究管理委員会等の場で研究活動活性化の取組を図り、質の向上、指標達成を念頭に取り組み、指標件数を達成したが、年度途中で研究1件が「共同研究」に移行したことにより「独自研究」件数は32件となった。 ・「国際条約等により規定される新たな教育訓練に係る研究」は、海技大学校施設及び練習船による航海訓練の連携を活かし、その成果を教育に反映することをテーマとして取り組んだ。STCW基本訓練においては海技大学校が主体となって取り組み、その研究成果を活かした訓練を実施した。 <p>この他、研究成果の教育への反映事例を以下のとおり挙げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多眼カメラを用いた船舶の位置計測精度向上に関する実験的検討」研究では、マリンエンジニアリング学会学術講演会「優秀講演賞」の受賞に加え「奨励賞」及び「ロイドレジスター奨励賞」を受賞した（令和2年4月）。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>年度計画（指標含む）に係る次の実績を総合的に判断して、自己評価をB評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に引き続き、研究管理委員会及び研究に関する部会を通し、研究体制の再構築を図った。 ・独自研究件数は32件であり、年度計画（指標：33件程度）は概ね達成した。 ・研究内容の質については、社会ニーズの把握に努めながら、研究管理委員会、査読審査により確認している。 	<p>評定</p> <p>B</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>研究活動の活性化を図るため、前年度を上回る9回の研究管理委員会を開催し、研究体制の連携強化、再構築を図った。そして10件の新規研究を立ち上げている。</p> <p>独自研究件数は32件であり、年度計画（指標：33件程度、達成度97.0%）は概ね達成した。</p> <p>研究の質を考慮すべきとの外部有識者の指摘を受け、研究を精査し、社会ニーズを反映した研究の実施や論文の査読審査を行うことで質の向上に努めている。</p> <p>「国際条約等により規定される新たな教育訓練にかかる研究」は、機構のリソースを活かし海技大学校施設及び練習船による航海訓練の連携を活かし、その成果を教育に反映することをテーマに取り組んでいる。</p> <p>得られた研究成果は、海技大学校等における教育に取り入れられている。さらに、各船社・団体と情報交換を行いながら、社会ニーズの把握に努め、それを反映した新規研究の立ち上げ、検討を行っている。</p> <p>研究成果を実習訓練、教育、講習に反映させ、研究活動を活性化させていることから判断し、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>
---	--	---	---	---	---	--------------------	---

				<ul style="list-style-type: none"> ・「極水域を運航する船舶のための上級訓練に係る教育手法に関する研究」を立ち上げ、上級訓練講習開講に向けた準備を開始した。 ・「操船シミュレータ訓練等における受託研究（日本船長協会）」によりBRM訓練（Pilot乗船時）を取り入れ、訓練内容の向上を図った。 ・「内航タンカーにおける安全性向上の為の教育・訓練手法の開発に関する基礎研究（旭タンカー株式会社）」により、実際に発生した不安全事象のみだけでなく、想定事例報告まで確認することで、危険感受性向上を図る教育・訓練実施に向けた検討を開始した。 				
(2) 共同研究・受託研究の実施	②共同研究・受託研究の実施	②共同研究・受託研究の実施	<主な定量的指標> 共同研究及び受託研究の拡大に務め、13件程度（共同研究12件、受託研究1件）実施する。	<主要な業務実績> 共同研究・受託研究の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の共同研究件数が年度計画（指標）未達成であったことを鑑み、研究体制強化（関係機関連携、更なる情報交換、研究期間継続、新規研究の立ち上げ等）のため、本年度は研究管理委員会を9回実施して改善を図った。その成果として、共同研究15件（新規7件、継続8件）、受託研究5件（新規3件、継続2件）の成果を得た。 ・関連機関、関連企業には受託研究の働き掛けを積極的に実施した。 ・日本船長協会及び船田産業株式会社と受託研究を開始した。 ・東京海洋大学と「自動運航船に係る安全評価基盤となる船員スキル定量化」について、受託研究契約を締結した。 ・海技振興センターと「自動運航船運航者の能力検討に関する基礎調査」について、受託研究契約を締結した。 ・海技振興センターと「アンモニア・水素燃料船に乗船する船員の能力等に関する要件に係 	<評定と根拠> 評定：A 難易度が高い指標（年度計画）を掲げる本項目について、次の実績により年度計画を達成した。加えて、独法評価指針（定量的指標の達成度100%以上、かつ難易度高）に照らして、自己評価をA評定とした。 ・15件の共同研究（達成度125.0%）を実施した。特に、体制を強化した研究管理委員会のもと、研究者及び担当部会の精力的努力により、共同研究数は新規7件を実現した。 ・受託研究については、5件（達成度500.0%）の成果を得た。 ・研究内容の質については、社会ニーズの把握に努めながら、研究管理委員会、査読審査により確認している。	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>A</td> </tr> </table> <p><評定に至った理由></p> <p>前年度を上回る9回の研究管理委員会を開催し、研究体制の強化と改善を図った結果、共同研究15件（新規7件、継続8件、達成度125.0%）、受託研究5件（新規3件、継続2件、達成度500.0%）を実施している。受託研究に関し、関連機関、関連企業に積極的な働き掛けを実施することで、5件の受託研究契約を締結している。</p> <p>関連機関、関連企業との人材交流及び研究に関する連携が強化されており、更なる海技教育の発展と船舶運航技術の開発が期待される。</p> <p>これら共同研究、受託研究ともに目標値を上回っており、大きな改善と努力の結果が見られる。したがって、自己評価書の「A」との評価結果が妥当である。</p> <p><その他外部有識者からの意見></p> <p>「A」との評価に異存はないとの意見をj得ている。</p>	評定	A
評定	A							

				<p>る検討」について、受託研究契約を締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京海洋大学、神戸大学、海上技術安全研究所、鳥羽商船高等専門学校、Jakarta Technical University of Fisheries (JTUF、インドネシア) 及び旭タンカー等の産学と連携して、共同研究を実施した。 ・東京海洋大学と包括連携協定を締結し、共同研究業務を強化している。また産学への呼びかけを強化し、拡大に取り組んだ。 						
<p>(3) 研究成果の普及・活用</p> <p>研究成果を海運業界、学会及び国民等へ積極的に公表し、その普及を図るとともに、その結果を教育に反映する。</p>	<p>③研究成果の普及・活用</p> <p>ア 研究成果の普及・活用を推進するため、期間中 10 件程度の刊行物を公開するほか、機構のホームページにその概要を掲載するとともに、その結果を教育に反映する。</p> <p>イ 学術誌への論文投稿及び国際学会、学術講演会等での研究発表を行うことにより、研究成果を国内外に公表する。</p> <p>研究発表件数は、期間中 50 件程度の査読付き学術論文発表、60 件程度の国際学会発表及び学術講演会発表を行う。</p>	<p>③研究成果の普及・活用</p> <p>ア 研究成果の普及・活用を推進するため、2 件程度、研究の成果を刊行物に公開するほか、ホームページにその概要を掲載するとともに、その結果を教育に反映させる。</p> <p>イ 研究成果を国内外に公表するため、10 件程度、査読付き学術論文を発表するとともに、12 件程度、国際学会発表及び学術講演会発表を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期刊行物を 2 件程度発行する。 ・査読付き学術論文発表 10 件程度、国際学会発表及び学術講演会発表を 12 件程度行う。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 研究成果の普及・活用</p> <p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果について 3 件の定期刊行物（海技教育機構論文集）を発行した。 ・コロナ禍、研究発表会（第 7 回目）を「オンデマンド形式（事前申込制）」により開催した（特別公演 2 件、職員発表 15 件、158 名視聴）。 ・海技教育機構論文集について、J-Stage*への掲載を開始した。 <p>* 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営する電子ジャーナルプラットフォーム。日本から発表される科学技術（人文科学・社会科学を含む）情報の迅速な流通と国際情報発信力の強化、オープンアクセスの推進を目指し、学協会や研究機関等における科学技術刊行物の発行を支援している。</p> <p>イ 10 件の査読付き学術論文を発表、13 件の国際学会発表及び学術講演会発表（国際学会発表 3 件、国内学会発表 10 件）を実施した。</p> <p>ウ 研究成果の教育への反映事例として、次の事例を挙げる。（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多眼カメラを用いた船舶の位置計測精度向上に関する実験的検討」研究では、マリンエ 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>年度計画（指標含む）に係る次の実績を総合的に判断して、自己評価を B 評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海技教育機構論文集 3 件を発行した。また、海技教育機構論文集について、J-Stage への掲載を開始した。 ・査読付き学術論文は 10 件発表した。 ・国際学会発表及び学術講演会発表は 13 件を達成した。 ・コロナ禍においては、初めての試みとして「オンデマンド形式」による研究発表会を開催して成果を得た。 	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p><評定に至った理由></p> <p>定期刊行物発行に関して 3 件（達成度 150%）、査読付き論文発表は 10 件（達成度 100%）、学会発表は 13 件（達成度 108.3）%といずれも目標値を上回っている。</p> <p>成果物である海技教育機構論文集を J-stage に掲載を開始し、公表対象の拡充を通じ、研究成果のさらなる普及の拡充を進めている。</p> <p>コロナ禍で研究発表会をオンデマンド形式で実施するなど新たな取組で研究成果の普及を推進している。</p> <p>令和 2 年 4 月には「多眼カメラを用いた船舶の位置計測精度向上に関する実験的検討」研究では、マリンエンジニアリング学会学術講演会「優秀講演賞」の受賞に加え、「奨励賞」及び「ロイドレジスター奨励賞」を受賞していることは評価に値する。</p> <p>また、研究成果は教育等へ反映されており、船員に対する講習や水先人教育に活用され、船員教育の質の向上を図っている。これらのことから、研究論文、発表の件数のみならず、研究成果の普及・活用の推進をしていることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> </td> </tr> </table>	評定	B	<p><評定に至った理由></p> <p>定期刊行物発行に関して 3 件（達成度 150%）、査読付き論文発表は 10 件（達成度 100%）、学会発表は 13 件（達成度 108.3）%といずれも目標値を上回っている。</p> <p>成果物である海技教育機構論文集を J-stage に掲載を開始し、公表対象の拡充を通じ、研究成果のさらなる普及の拡充を進めている。</p> <p>コロナ禍で研究発表会をオンデマンド形式で実施するなど新たな取組で研究成果の普及を推進している。</p> <p>令和 2 年 4 月には「多眼カメラを用いた船舶の位置計測精度向上に関する実験的検討」研究では、マリンエンジニアリング学会学術講演会「優秀講演賞」の受賞に加え、「奨励賞」及び「ロイドレジスター奨励賞」を受賞していることは評価に値する。</p> <p>また、研究成果は教育等へ反映されており、船員に対する講習や水先人教育に活用され、船員教育の質の向上を図っている。これらのことから、研究論文、発表の件数のみならず、研究成果の普及・活用の推進をしていることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	
評定	B									
<p><評定に至った理由></p> <p>定期刊行物発行に関して 3 件（達成度 150%）、査読付き論文発表は 10 件（達成度 100%）、学会発表は 13 件（達成度 108.3）%といずれも目標値を上回っている。</p> <p>成果物である海技教育機構論文集を J-stage に掲載を開始し、公表対象の拡充を通じ、研究成果のさらなる普及の拡充を進めている。</p> <p>コロナ禍で研究発表会をオンデマンド形式で実施するなど新たな取組で研究成果の普及を推進している。</p> <p>令和 2 年 4 月には「多眼カメラを用いた船舶の位置計測精度向上に関する実験的検討」研究では、マリンエンジニアリング学会学術講演会「優秀講演賞」の受賞に加え、「奨励賞」及び「ロイドレジスター奨励賞」を受賞していることは評価に値する。</p> <p>また、研究成果は教育等へ反映されており、船員に対する講習や水先人教育に活用され、船員教育の質の向上を図っている。これらのことから、研究論文、発表の件数のみならず、研究成果の普及・活用の推進をしていることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>										

				<p>エンジニアリング学会学術講演会「優秀講演賞」の受賞に加え、「奨励賞」及び「ロイドレジスター奨励賞」を受賞した（令和2年4月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「極水域を運航する船舶のための上級訓練に係る教育手法に関する研究」において、上級訓練講習の立ち上げに向けて準備中である。 ・日本船長協会「操船シミュレータ訓練等における受託研究」により、Pilot 乗船時の BRM 訓練を取り入れ、訓練内容の向上を図った。 ・旭タンカー株式会社と「内航タンカーにおける安全性向上の為の教育・訓練手法の開発に関する基礎研究」により、実際に発生した不安全事象のみだけでなく、想定事例報告まで見ることで、危険感受性の向上に向けた教育・訓練の実施に向け検討を行っている。 	
--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）</p> <p>予算額と決算額の差額の乖離は、受託経費、人件費支出増によるものである。</p>
--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I- (3)	成果の普及・活用促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人海技教育機構法 第11条
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413

2. 主要な経年データ														
② 主要なアウトプット (アウトカム) 情報								② 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
研修生受入 (計画値)	期間中 1,025名程度	—	205名程度	205名程度	205名程度	205名程度	205名程度		予算額 (千円)	206,286	203,244	192,167	207,871	216,121
研修生受入 (実績値)			259名	272名	197名	213名	41名		決算額 (千円)	191,744	200,472	201,461	205,758	251,491
達成度			126.3%	132.7%	96.1%	103.9%	20.0%		経常費用 (千円)	191,744	200,472	194,119	209,048	197,288
職員派遣 (計画値)	期間中 475名程度	—	95名程度	95名程度	95名程度	95名程度	95名程度		経常利益 (千円)	128	△1,108	856	4,505	5,294
職員派遣 (実績値)			101名	98名	140名	122名	115名		行政サービス実施コスト (千円)	168,038	160,936	146,501	—	—
達成度			106.3%	103.2%	147.4%	128.4%	121.1%		行政コスト (千円)	—	—	—	447,667	197,288
イベント実施 (計画値)	期間中 150回以上	—	30回以上	30回以上	30回以上	30回以上	30回以上		従事人員数	596	595	591	581	579
イベント実施 (実績値)			31回	35回	33回	31回	20回							
達成度			103.3%	116.7%	110.0%	103.3%	66.7%							
卒業者割合 (計画値)	90%以上	—	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上							
卒業者割合 (実績値)			96.1%	96.3%	94.3%	96.1%	95.7%							
達成度			106.8%	107.0%	104.8%	106.8%	106.3%							
海事広報活動 (計画値)	期間中 350回程度	年間 70回程度	70回程度	70回程度	70回程度	70回程度	70回程度							
海事広報活動 (実績値)			100回	102回	75回	87回	8回							
達成度			142.9%	145.7%	107.1%	124.3%	11.4%							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
「機構法」第11条第1項第3号に基づき、海技教育の知見の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。	「機構法」第11条第1項第3号に基づき、海技教育の知見の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。	「機構法」第11条第1項第3号に基づき、海技教育の知見の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。			成果の普及・活用促進の評価：B 【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×1項目+B3点×2項目)÷(3項目)=3.3 したがって、算術平均に最も近い評価は「B」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。	評価	B
(1) 技術移転の推進 職員の海技教育に関する知識の活用を図るために、国内外を問わない研修員の受入れ及び各種機関・委員会への専門家の派遣等を推進する。	①技術移転の推進 ア 海事関連行政機関及び国内外の教育機関、研究機関等から期間中に合計1,025名程度の研修生を受け入れ、船舶運航技術、船員教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を実施する。 イ 関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として期間中に延べ475名程度の職員を派遣する。また、船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に専門家	①技術移転の推進 ア 海事関連行政機関及び国内外の教育機関、研究機関等から205名程度の研修生を受け入れ、船舶運航技術、船員教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を実施することにより、海技教育に関する知見の活用を促進を図る。 イ 関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として95名程度の職員を派遣するとともに、船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に専門家	<主な定量的指標> ・海事関連行政機関及び国内外の教育機関、研究機関等から205名程度の研修生を受け入れる。 ・関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として95名程度の職員を派遣する。	<主要な業務実績> ① 技術移転の推進 ア ・海事関連行政機関、国内外の教育機関及び研究機関等から研修生(41名)を受け入れ、船舶運航技術、船員教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を実施し、海技教育に関する知見の活用促進を図った。 ・感染症防止対策を講じた実習訓練を最優先する観点から、全ての乗船研修を中止した。 イ ・専門分野の委員参加に係る職員派遣要請(日本航海学会、日本マリンエンジニアリング学会、日本船舶品質管理協会、日本船長協会等の関係委員会、海事関連行政機関及び民間団体)を受け、期間中、延べ115名の職員を派遣した。 ・船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に対して、専門分野の委員として延べ4名の職員を派遣することにより、海技教育の知見を活用し、他国間の連携を深めるとともに、国際会議等(第16回海上無線通信に係るIMO/ITU合同専門家会合	<評価と根拠> 評価：B 年度計画(指標含む)に係る次の実績を総合的に判断して、自己評価をB評価とした。 ・コロナ禍、当初計画した乗船研修(練習船)を中止せざるを得ない状況下であったが、オンラインを活用した取組等により、対応できる最大限の研修生(41名)を受け入れた。 ・要請に応じて、専門分野の委員として115名(達成度121.1%)の職員を派遣した。また、国際会議等に対して職員を派遣、各国席上のもと、審議にはリーダーシップを発揮して貢献した。	評価	B
						<評価に至った理由> コロナ禍、練習船における感染防止対策として乗船者の制限を行い、航海訓練実施を最優先とした結果、国内外からの研修生を受け入れ実施予定の乗船研修全てを中止した。 なお、海事関連行政機関や国内外の教育機関、研究機関等からの研修生41名(達成度20.0%)に対し、船舶運航技術、船員教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修をオンラインで実施している。 関係学会、海事関係団体等の要請に応じ、専門分野の委員会等に延べ115名、そのうち船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に延べ4名の職員を派遣することで、機構として海技教育の知見の活用と連携の促進を図るとともにリーダーシップを発揮して貢献している。 専門分野の委員として115名を派遣し目標の95名(達成度121.1%)を上回った。 よって、予測し難い外部要因により業務が実施できないなかったことを考慮し、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

	を派遣し、知見の活用と他国との連携を図る。 ウ 海技教育の知見を活用し、国の提示する船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る施策の立案に取り組む。	し、知見の活用と他国との連携を図る。 ウ 国の提示する船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に関する施策の立案に取り組み、海技教育の知見の活用の促進を図る。		(IMO/ITU EG 16)、海上安全委員会・法律委員会・海洋環境保護委員会・技術協力委員会及び簡易化委員会合同臨時委員会(ALCOM/ES)、第102回海上安全委員会(MSC 102))の議場においては、リーダーシップを発揮して審議に貢献した。 ウ ・国際会議等に延べ4名の職員を専門分野の委員として派遣し(再掲)、上記のような国の提示する船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に関する施策立案の取組、海技教育の知見の活用促進を図った。 ・特に、国際海事機関(IMO)で開催された第7回人的因子・訓練当直小委員会(HTW7)において2名が出席し、新型コロナウイルスによる訓練及び資格証明への影響、電子資格証明書を認めるためのSTCW条約の改正と関連ガイドラインの検討、STCW-F条約の包括的な見直しに関する審議に貢献した。		
(2) 人材確保の推進 船員志向性の高い人材確保に向け、入学者募集のための広報活動に関する体制・仕組みを直ちに構築する。また、外部機関との連携をより充実・強化し、船員を目指す人材をより多方面から確保するよう努める。	②広報活動 ア 人材確保 船員志向性の高い人材の確保に向け、新たな広報活動に関する体制・仕組みを直ちに構築し募集活動に反映させる。また、外部機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベントを期間中に150回以上実施することにより、船員を目指す人材を多方面から確保するとともに、本科及び専修科の卒業生の入学者に対する割合について90%以上と	② 広報活動 ア 人材確保 船員志向性の高い人材の確保に向け、統合メリットを活かした募集広報活動を実施する。外部機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベントを30回以上実施し、船員を目指す人材を多方面から確保する。 また、入学者への支援を充実させ、本科及び専修科の卒業生の入学者に対する割合を90%以上とする。	<主な定量的指標> ・外部機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベントを30回以上実施する。 ・本科及び専修科の卒業生の入学者に対する割合を90%以上とする。 <評価の視点> 新たな入学者募集の体制・仕組みについて、直ちに構築し、効果的な募集活動を行ったか。	<主要な業務実績> ② 広報活動 ア 人材確保 ・船員志向性の高い人材の確保に向け、外部機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベント等を20回実施した。 ・感染症防止対策を講じて座学教育を適切に実施する観点から、オープンキャンパス等を中心し、直接接​​触を伴わないPR活動の一環として、機構のHPやSNSの内容を見直し、充実を図った。 ・受験者確保のため、本科校では中学校245校、専修科校では高校233校に対して学校のPR訪問を実施した。 ・本科及び専修科の生徒・学生に対し、個別面談による学習面・就職面のサポートとともに、成績不良者に対する個別指導、各学校でのカウンセラーによるカウンセリング、練習	<評定と根拠> 評定：B 年度計画(指標含む)に係る次の実績を総合的に判断して、自己評価をB評定とした。 ・コロナ禍、第1四半期には「全てのイベント」を中止せざるを得ない中、7月以降にはオンライン等の工夫を措置して、人材確保に係るイベント(広報活動)を実施した。 ・学生・生徒のサポート体制として、在学時及び乗船時において、順次性を有した一貫性あるカウンセリングの実施や、個別指導、就職指導等の実施により、成業率は高い水準を維持した。	評定 B <評定に至った理由> コロナ禍、4~6月は全ての人材確保に係るイベントを中止したが、7月以降、船員志向の高い人材確保に向け、オンラインを活用した広報活動を20回(達成度66.7%)開催している。さらに、ホームページやSNSの内容を見直し、充実を図っている。 海上技術学校等への受験者確保のため、中学、高校、478校に対し、PR活動を実施している。 在学中の生徒、学生に対しては、カウンセリング、個別指導、就職指導等、細やかな指導を実施することで、卒業生の入学者に対する割合(成業率)は95.7%(達成度106.3%)であった。 よって、予測し難い外部要因により業務が実施できなかったことを考慮し、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

		する。			船への訪船による心のケア、就職指導・生活指導等の実施により、卒業者の入学者に対する割合（成業率）は95.7%であった。		
(3) 海事広報活動の促進	イ 海事広報活動等の促進	イ 海事広報活動の促進		<p><主要な業務実績></p> <p>イ 海事広報活動の促進</p> <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海事広報活動を70回程度実施する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITなど多様な手段を活用し、海外への情報発信も積極的に行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 海事広報活動の促進</p> <p>a)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策を講じて、適切に実習訓練を継続し、実習生への乗船履歴付与を最優先するため、練習船を派遣してのイベントを全て中止した。 ・練習船（香川県小豆島沖錨泊中）と小学校（町立安田小、5年生23名）をオンラインで接続し、機構初のリモートシップスクールを開催した。 ・「海洋都市横浜バーチャルうみ博2020（令和2年8月～9月開催）」に出展した。 ・海事広報活動を計8回実施した。 <p>b)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構のHPやSNSを活用して海外への情報発信を行った。 ・コロナ禍、学校や練習船での海事広報活動を抑制せざるを得ない中、特に機構のHPやSNS等を活用して情報発信に取り組んだ。68件のニュースを機構HPで掲載し、28件のプレスリリースを実施すること等により、業界紙には50件以上の機構関連記事が掲載された。 ・シップスクール等の各種イベントを中止せざるを得ない中、SNSによる積極的な情報発信を行うため、これまで実施中のSNS（FacebookとTwitter）に加え、新たにSNS（InstagramとYouTube）の運用を開始した。投稿件数等の実績は次のとおり。 <p>Facebook</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>年度計画（指標含む）に係る次の実績を総合的に判断して、自己評価をA評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍、学校や練習船の参加イベント等を例年どおり計画したが、その多くを中止せざるを得なかったが、オンライン等を活用して、海事広報イベントを実施した（8回、達成率11.4%）。 ・初の試みでとなるリモートシップスクールの実施（オンライン活用）や、コンテンツを増やしたSNS使用や、HPによる積極的な情報発信による広報活動に努めた。 ・感染症防止対策を講じて座学教育を適切に実施すべきことや、乗船履歴等代替措置を講じて実習訓練を継続し学生・生徒に乗船履歴を適切に付与すべき機構使命を優先する中、計画した多くの海事広報関連諸行事は中止せざるを得なかった。実施回数は指標未達成ではあるが、困難なコロナ禍においても、工夫を凝らして海事広報・普及活動を推進した。 ・独法評価指針p.6：「予測し難い外部要因により業務が実施できない場合」を考慮した。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>コロナ禍、学校や練習船が参加するイベントの多くを中止している。そのような中、工夫を凝らしながら、オンライン等を活用した海事広報活動を8回（達成度11.4%）実施している。</p> <p>さらに、初の試みとなるリモートシップスクールへの取組や新たなSNSでの情報発信、コンテンツの充実など、コロナ禍でも実施可能な広報活動に対し、積極的に取り組んでいる。</p> <p>コロナ禍で各種イベントの実施が制限される中、SNS、ホームページ等を利用した情報発信を通じて海事普及活動を推進していることは評価に値する。予測し難い外部要因により業務が実施できなかったことを考慮し、「B」との評価結果が妥当である。</p>

				<ul style="list-style-type: none"> ・投稿数 829 件、フォロワー数 12,044 Twitter <ul style="list-style-type: none"> ・投稿数 596 件、フォロワー数 4,120 Instagram <ul style="list-style-type: none"> ・投稿数 427 件、フォロワー数 1,033 YouTube <ul style="list-style-type: none"> ・投稿数 15 件、フォロワー数 131 (数値：令和3年3月31日現在)		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)						
予算額と決算額の差額の乖離は、業務経費、受託経費支出増によるものである。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II- (1)	効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411, 413

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
本部の管理部門について、人事・給与システム及び会計システムの統合等により業務の効率化を図り、業務量の変化に見合った効率的な組織体制の確立に努める。	業務の効率的な運営を図る観点から、管理部門における業務の集約化、人事・給与システム及び会計システムの統合等により、統合メリットが発揮できるような組織体制の確立に努める。	効率的な業務運営体制の確立 各職員の担務の見直しを行うなど、本部業務の合理化について検証を行い、業務運営の効率化に努める。また、その他の業務についてもアウトソーシングの活用を含め、効率的な運営について検討する。	<評価の視点> ・本部業務の効率化・合理化について検証を行い、業務運営の効率化に努めたか。 ・アウトソーシングの活用を検討したか。	<主要な業務実績> ・本部及び学校部門において、令和3年1月から新たに勤怠管理システムの運用を開始し、かつ、人事給与システムと連携を行うことにより、勤務時間管理業務及び給与計算業務の効率化を図った。	<評価と根拠> 評価：B 年度計画に係る次の実績から、自己評価をB評価とした。 ・新しい勤怠管理システムの導入により、事務作業が軽減され効率的に処理が行えるようになった。	評価	B
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II- (2)	業務運営の効率化に伴う経費削減		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413
		ユー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般管理費（年度計画値）（千円）		158,687	146,730	142,328	138,060	135,169	132,304		
一般管理費（実績値）（千円）			146,730	142,328	138,060	135,169	132,304		
達成度			100%	100%	100%	100%	100%		
業務経費（年度計画値）（千円）		537,503	532,127	493,776	488,835	488,412	487,917		
業務経費（実績値）（千円）			532,127	493,776	488,835	488,412	487,917		
達成度			100%	100%	100%	100%	100%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制する。</p> <p>業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期</p>	<p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度抑制する。</p> <p>また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）についても、</p>	<p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本年度予算は、対前年度比3%程度抑制する。</p> <p>また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本年度予算は、対前年度比1%程度抑制する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費について、対前年度比3%程度抑制する。 業務経費について、対前年度比1%程度抑制する。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 年度予算における一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）を対前年度比2.2%（2,865千円）程度抑制となっているが、令和元年度に消費税が増税されたことにより、実質は対前年度比3%程度の抑制となった。 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、対前年度比0.1%（495千円）程度の抑制となっているが、令和元年度の消費税増税分を加味すると、実質は対前年度比1%程度の抑制となった。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>「業務実績欄」に示すとおり年度計画を達成したため、自己評価をB評価とした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>

<p>目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制することとする。</p>	<p>中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度抑制する。</p>							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II- (3)	調達方法の見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。 また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることのできる事由により、公平性・透明性を確保し	公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施する。 また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることのできる事由により、公平性・透明性を確保し	公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施する。 また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることのできる事由により、公平性・透明性を確保し	<評価の視点> ・毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施したか。 ・随意契約については、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施したか。	<主要な業務実績> ・「令和2年度調達等合理化計画」を策定の上で、ホームページ上に公開し、機構内外への周知を図る等の取組を着実に実施し、事業年度終了後、取組実績及び取組に対する自己評価を行った。 また、令和元年度における調達等合理化計画の進捗状況においても自己評価を行い、国土交通大臣への報告も行った上で、ホームページ上で公開し、今後の業務への指針とした。 ・競争性確保及びコスト削減の取組として、類似業務に係る調達について、可能な範囲で調達時期の調整を行い集約化することで、コストの削減及び調達事務の効率化を図った。 ・新規事業者の情報を収集し、調達案件の情報提供を行うことにより事業者の新規参入を促しコストの削減を図った。	<評価と根拠> 評価：B 「業務実績欄」に示すとおり年度計画を達成したため、自己評価をB評価とした。	評価	B
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。	つ合理的な調達を実施する。	つつ合理的な調達を実施する。							
-------------------------------	---------------	----------------	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II- (4)	人件費管理の適正化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
ラスパイレス指数		95.3 旧航海訓練所 108.8	102.6	100.8	102.5	99.9	99.6	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、その検証結果や取組状況については公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	<評価の視点> ・給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表したか。	<主要な業務実績> ・総務省が定めるガイドラインに基づき、独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表を令和2年8月に行った。 ・国家公務員給与法の改正（令和2年法律第65号）に準拠した、期末手当支給率 0.05ヶ月分の引下げについて給与規程等の改正を令和2年11月に行った。 ・令和2年度における当機構の給与水準を示すラスパイレス指数は99.6となり、国の水準とほぼ同様とした。引き続き国に準じた適正な給与水準の維持が図られるよう取組を行う。	<評価と根拠> 評価：B 「業務実績欄」に示すとおり年度計画を達成したため、自己評価をB評価とした。	評価	B
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II- (5)	業務運営の情報化・電子化の取組		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
法人内の効率的な情報共有及び適切な意思決定等業務運営の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。	練習船及び陸上組織を繋ぐ情報通信ネットワークによる迅速な情報共有、業務の効率化を目的としたIT利活用レベルの向上を図るため、平成29年度までにクラウドシステム、マルチデバイスに対応したシステムの整備、WEB会議システム等の用途に的確に対応した情報の電子化を実施し、期間中に定着を図る。	練習船及び陸上組織を繋ぐ情報通信ネットワークによる迅速な情報共有、業務の効率化を目的としたIT利活用レベルの向上を図るため、クラウドシステム、マルチデバイスに対応したシステムの整備、WEB会議システム等の用途に的確に対応した情報の電子化に取り組む。	<評価の視点> ・迅速な情報共有、業務の効率化を目的としたIT利活用レベルの向上を図ったか。 ・用途に的確に対応した情報の電子化に取り組んだか。	<主要な業務実績> 情報の電子化について、以下の取組を実施した。 ・感染症防止対策を講じつつ、適切に本部機能を発揮できるよう、在宅勤務でのテレワーク体制を整えるため、在宅勤務用PC及びWi-fiルーター等の整備を行った。 ・本部、学校及び外部機関との会議や意見交換会においては、セキュリティ対策を講じながら、オンライン(WEB会議)システムを活用して柔軟に実施し、コロナ禍における距離的問題を解消すべく対応した。 ・本部及び学校部門において、令和3年1月から新たに勤怠管理システムの運用を開始し、かつ、人事給与システムと連携を取ることで、勤務時間管理業務及び給与計算業務の効率化を図った。(再掲)	<評価と根拠> 評価：B 「業務実績欄」に示すとおり年度計画を達成したため、自己評価をB評価とした。	評価	B
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ— (1)	自己収入の確保		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411, 413

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>受益者負担を始めとする自己収入については、「平成27年度予算執行調査の調査結果」(平成27年6月30日)を踏まえ、引き続き段階的にその拡大を図ることとする。</p> <p>専修科及び海上技術コースの授業料については、引上げを継続するとともに、本科及び専修科の入学料・入学検定料については、平成29年度から徴収を開始するものとし、そのあり方については平成32年度までに検討す</p>	<p>①授業料の段階的引上げ</p> <p>専修科及び海上技術コースの授業料を平成30年度までに段階的に引上げ、自己収入を拡大する。</p> <p>②入学検定料、入学料等の徴収</p> <p>海上技術学校、海上</p>	<p>①授業料の段階的引上げ</p> <p>自己収入の更なる拡大を図るため、海技専攻課程海技士コース(三級海技士～五級海技士)(以下「海技士コース」という)の授業料について、海上技術コースの授業料を基準に、引上げる。</p> <p>②入学料の引上げ</p> <p>自己収入の更なる拡大を図るため、海技士コース(五級)の入学料については、81,500円を徴収する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 海技士コースの授業料について、海上技術コースの授業料を基準に、令和2年以降の入学生から適用できるよう、段階的な引上げについて検討する。 専修科の入学料を引上げることを検討する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 計画通り授業料の引上げを行ったか。また、入学料の引上げを検討したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 授業料の段階的引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業料の引上げについて、令和2年度以降激変緩和のため3年間で段階的に引上げることにした。 <p>②入学料の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度以降の入学料引上げについて、四級(五級免状有)については2年間、五級については3年間に渡り段階的に引上げる期間を設けることにより、激変緩和措置を図ることとした。なお、コロナ禍において、海技士コース(四級及び五級)の値上げについては、実施時期を変更し、令和3年1月から実施した。 <p>③航海訓練に要する費用の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗船実習訓練負担金を月額430,000円に引上げた。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>「業務実績欄」に示すとおり年度計画を達成したため、自己評価をB評価とした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>

<p>る。 商船系大学、高専及び海運会社を始めとする受益者の負担のあり方については、平成30年度までに平成31年度以降の拡大計画を策定する。</p>	<p>技術短期大学の入学検定料、入学料等を平成29年度から徴収を開始することとし、引上げについては平成32年度までに検討する。</p> <p>③航海訓練に要する費用の徴収</p> <p>航海訓練について、平成30年度までに適正な受益者負担のあり方について検討するとともに、「乗船実習訓練負担金」について、国の施策に基づき着実に実行する。</p> <p>④講習における適正な受益者負担の検討</p> <p>海技大学が行う船舶運航実務課程については、講習の実施経費と講習料との関係を踏まえて、実施する講習を精査し、継続する講習にあつては、講習料の引上げ等により、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を求める。</p>	<p>③航海訓練に要する費用の徴収</p> <p>適正な受益者負担のあり方について検討するとともに、「乗船実習訓練負担金」について、国の施策に基づき着実に実行する。</p> <p>④講習における適正な受益者負担の検討</p> <p>海技大学が行う船舶運航実務コース（海運事業者に雇用された船員に対する再教育コース）の授業料について、物件費及び人件費相当額を基準に引上げる。</p> <p>⑤その他自己収入</p> <p>より多様な財源の確保を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>ア OB、関係業界や経済界一般等からの寄附金を募る。</p> <p>イ 帆船の寄港要請にかかる地元自治体等から燃料費に相当する負担金の</p>		<p>④講習における適正な受益者負担の検討</p> <p>・あり方検討会とりまとめを受け、海技大学校内の将来計画検討委員会において検討し、「船舶運航実務コース」の授業料引上げについて決定し、教育規程に規定する「各コース等の入学検定料等を定める達」の改正を実施した。</p> <p>⑤その他の自己収入の確保の取組</p> <p>ア OB、関係業界や経済界、一般等からの寄附金等を募り、個人会員79口、法人会員5口の申し込みがあった。</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症対策及び乗船履歴等代替措置を講じて、適切に実習訓練を継続し乗船履歴を付与するため、海事局と協議を図り、要請元の理解を得ながら、寄港要請への対応は全て中止した。</p> <p>ウ 練習船実習生から実習生厚生費として月額2,000円を徴収した。</p>				
--	---	--	--	---	--	--	--	--

		<p>徴収を行う。また、更なる帆船を活用した自己収入拡大策についても検討を進める。</p> <p>ウ 練習船における実習環境改善に要する費用について、実費相当額を徴収する。</p>				
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－(2)	保有資産の検証・見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。	保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って保有の必要性について検証する。	保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って保有の必要性について検証する。	<評価の視点> 保有資産の必要性について検証したか。	<主要な業務実績> ・保有資産については、引き続き保有して事業に活用することを確認した。 ・利用度の低下が見られた乗船事務室（土地、建物）、交通艇しんとく（船舶）、浮棧橋（構築物）については、今後も引き続き利用する見込みがないことから、国土交通大臣に対し、国庫納付申請を行った。	<評価と根拠> 評価：B 「業務実績欄」に示すとおり年度計画を達成したため、自己評価をB評価とした。	評価	B
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－(3)	業務達成基準による収益化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。	独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。	独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。	<評価の視点> 収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築したか。	<主要な業務実績> ・収益化単位の業務ごとに、予算と実績を管理する体制は構築(平成29年度)済みである。	<評価と根拠> 評価：B 「業務実績欄」に示すとおり年度計画を達成したため、自己評価をB評価とした。	評価	B
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲー(4)	予算、期間中の収支計画、期間中の資金計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
		別紙のとおり	別紙のとおり	<評価の視点> 年度計画に定めた 当該予算による運営 を行ったか。	<主要な業務実績> 別紙1, 2, 3のとおり	<評価と根拠> 評価：B 「業務実績欄」に示すとおり年度計 画を達成したため、自己評価をB評 定とした。	評価	B <評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当 であると確認できた。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－(5)	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
		予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。	予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。		<主要な業務実績> 令和2年度は該当なし		評価	－
							令和2年度において該当がない。 *評価の対象とならない。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－(6)	重要な財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
		該当なし	該当なし		<主要な業務実績> 令和2年度は該当なし		評価	－
							令和2年度において該当がない。 *評価の対象とならない。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－（7）	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	（必要に応じて重要度及び難易度について記載）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	<p>期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、機構の目的の確実な達成のための施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充等のため使用する。</p> <p>①施設・設備、訓練機材等の整備 ②安全管理及び研究調査の推進 ③燃料費の高騰等による練習船の運航経費の不足</p>	<p>期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、機構の目的の確実な達成のための施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充等のため使用する。</p> <p>①施設・設備、訓練機材等の整備 ②安全管理及び研究調査の推進 ③燃料費の高騰等による練習船の運航経費の不足</p>		<p><主要な業務実績> 令和2年度は該当なし</p>		<p>評価</p> <p>令和2年度において該当がない。 *評価の対象とならない。</p>	<p>－</p>

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

【目的積立金等の状況（参考情報）】		（単位：百万円、％）				
	平成 28 年度末 （初年度）	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末 （最終年度）	
前中期目標期間繰越積立金	4	2	1	1	1	
目的積立金	－	－	－	－	－	
積立金	－	31	－	－	180	
うち経営努力認定相当額						
その他の積立金等	－	－	－	－	－	
運営費交付金債務	74	47	44	50	0	
当期の運営費交付金交付額(a)	6,724	6,754	6,623	5,895	7,094	
うち年度末残高(b)	74	47	44	50	0	
当期運営費交付金残存率(b÷a)	1.1%	0.7%	0.7%	0.8%	－	

(注 1)横列は、当目標期間の初年度から最終年度まで設けること。

(注 2)最終年度における「前中期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載すること。

(注 3)「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載すること（最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されず、「積立金」に計上された上で次期中期目標期間に繰り越される。）。

(注 4)「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載すること。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (1)	施設・設備の整備		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>機構の目的の確実な達成のために、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。</p>	<p>機構の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。</p> <p>なお、本計画は、毎年の業務運営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>①海技大学の西学生寮、波方海上技術短期大学の校舎及び学生寮等を整備する。</p> <p>施設・設備の内容 ・教育施設整備</p> <p>学校施設の耐震改修工事等 予定額（百万円）</p>	<p>機構の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。</p> <p>校内練習船について、養成課程の検討に併せ、将来的な必要性を検討する。</p>		<p><主要な業務実績></p> <p>① 令和元年度に補正予算措置された海技大学校教室及び波方海上技術短期大学校学生寮の耐震工事は令和2年度に計画どおり完了した。また、補正予算措置された海技大学校、波方海上技術短期大学校、口之津海上技術学校の耐震工事については、令和3年度に契約手続を行う。（別紙4）</p> <p>② 学校の校内練習船について、養成定員及び養成課程の見直しに合わせて、将来的な必要性を検討した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>「業務実績欄」に示すとおり年度計画を達成したため、自己評価をB評価とした。</p>	B	<p><評価に至った理由></p> <p>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・総額 3,141 <p>財 源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人海技 教育機構施設整備費 補助金 <p>②校内練習船について、将来的な必要性を検討し、代替計画を策定する。</p>					
--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (2)	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413
		ユー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
人事交流 (計画値)	期間中 300名以上	期間中 250名以上	60名以上	60名以上	60名以上	60名以上	60名以上	60名以上	
人事交流 (実績値)			64名	66名	76名	71名	62名		
達成度			106.7%	110.0%	126.7%	118.3%	103.3%		
職員研修 (計画値)	期間中 950名以上	期間中 750名以上	190名以上	190名以上	190名以上	190名以上	190名以上	190名以上	
職員研修 (実績値)			327名	427名	556名	454名	816名		
達成度			172.1%	224.7%	292.6%	238.9%	429.5%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	理由	
船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るために、座学を行う船員教育機関及び海運会社等との人事交流を積極的に推進する。 また、教職員に求められる能力・専門性を向上させるべく、研修等を通じた人材育成策を拡充する。	船員教育の質向上や効率的な教育及び訓練の実施、組織の活性化を図るため、次の取組を行う。 ① 船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と期間中に300名以上の人事交流を行う。 ② 職員の資質・能力の維持及び向上を図り、加えて人材の適切な配置及び業務の効率化とともに海技教育の質向	船員教育の質向上や効率的な教育及び訓練の実施、組織の活性化を図るため、次の取組を行う。 ① 船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と60名以上の人事交流を行う。 ② 職員の資質・能力の維持及び向上を図り、加えて人材の適切な配置及び業務の効率化と海技	<主な定量的指標> ・船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と60名以上の人事交流を行う。 ・190名以上の職員に対して研修を実施する。	<主要な業務実績> ① 海運会社28名及び海事関連行政機関等34名、計62名の人事交流を行い、船員教育の質向上や効率的な教育及び訓練の実施、組織の活性化を図った。 ② 外部委託及び内部研修計816名に対して研修を実施し、職員の資質・能力の維持及び向上を図り、加えて人材の適切な配置及び業務の効率化と海技教育の質向上を図った。 ○ 実施した主な研修 【外部研修】 ・墜落制止器具使用従事者特別教育講習 ・企業会計（基礎）研修 ・令和2年度政策評価に関する統一研修 など 【内部研修】 ・ファーストステップ研修	<評価と根拠> 評価：B 「業務実績欄」に示すとおり年度計画を達成したため、自己評価をB評価とした。	評価	B	<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

	上に資するため、職務別及び階層別に体系付けた職員研修計画を策定し、外部への委託研修のほか、職員の知見を活用した内部研修を推進し、期間中延べ 950 名以上の職員に対して研修を効率的に実施する。	教育の質向上に資するため、外部委託研修のほか、職員の知見及び施設・設備を有効活用した内部研修を 190 名以上の職員に対し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職者研修 ・コンプライアンス研修 ・STCW 条約第 6 章基本訓練 ・墜落制止用器具使用従事者特別教育講習 など 		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV- (3)	積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	前中期目標期間からの繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。	前中期目標期間からの繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。	<評価の視点> 積立金は、有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当したか。	<主要な業務実績> 令和2年度の繰越額は、526,473円となっている。このうち、145,784円を有形固定資産の減価償却費、たな卸資産に係る取崩しに充当した。	<評価と根拠> 評価：B 「業務実績欄」に示すとおり年度計画を達成したため、自己評価をB評価とした。	評価	B
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (4)	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
重大事故発生件数	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施する。 特に、座学教育及び航海訓練については、リスク管理の徹底により、期間内の重大事故発生件数0件を目指す。 また、法人の長がこれらの実施状況について実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行う。	業務方法書に定めた事項に基づき、法令等を遵守しつつ効果的かつ効率的に業務を運営し、法人の使命を果たすため、内部統制の充実・強化を図る。 特に、座学教育及び航海訓練については、リスク管理の徹底により、期間内の重大事故発生件数0件を目指す。 また、機構の業務の実施状況について、実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行うため、内部統制に関する委員会を毎年度開催する。 ①コンプライアンスの一層の推進を図	業務方法書に定めた事項に基づき、法令等を遵守しつつ効果的かつ効率的に業務を運営し、法人の使命を果たすため、内部統制の充実・強化を図る。 特に、座学教育及び航海訓練については、リスク管理の徹底により、年度内の重大事故発生件数0件を目指す。 また、機構の業務の実施状況について、実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行うため、内部統制に関する委員会を開催する。 ①コンプライアンスについては、教育に	<評価の視点> ・内部統制に関する委員会を毎年度開催したか。 ・外部通報制度の環境整備を行ったか。 ・コンプライアンス推進に係る教育・研修を実施したか。 ・業務運営におけるリスクを適切に管理したか。	<主要な業務実績> ① 内部統制に関する委員会を3回開催し、以下の取組内容の報告、審議を行い、適切に内部統制の充実・強化が図られていることを点検した。 ・コンプライアンス研修等の実施及び実施状況報告 ・モニタリング体制の見直し ・モニタリング(内部監査等)の実施及び実施状況報告 ・公益通報の実績報告 ② リスクマネジメント委員会を3回開催し、以下の取組を行った。 ・リスクマネジメント規程の改正 ・本部事業継続計画(BCP)の改正 ・優先対応リスク対応計画の策定 ・危機対応指針の新規策定 ・次期中期に向けたリスクの洗い出し及び評価作業の結果報告 ③ 安全衛生対策推進委員会を5回開催し、以	<評価と根拠> 評価：B 内部統制に関する委員会開催を始め、コンプライアンス推進に係る教育・研修を実施し、業務運営におけるリスク管理の徹底により、重大事故は発生しなかったため、自己評価をB評価とした。	評価	B
						<評価に至った理由> 内部統制に関する委員会を開催し、職員のコンプライアンスに関する意識の向上、浸透、定着を推進させる教育・研修の実施状況等を確認し、内部統制の充実・強化の点検を実施している。 唐津校事案再発防止対策検討検証委員会及び対応WGを設置し、再発防止対策を策定し令和3年度から対策実施状況を検証する体制を構築している。 リスクマネジメント委員会、安全衛生対策推進委員会、新型コロナウイルス対策本部を設置し、業務運営におけるリスクを適切に管理している。 改善活動の効果もあり、年度内の重大事故発生件数は0件であった。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。	

	<p>るため、内部通報制度の環境整備を行うとともに、コンプライアンス推進に係る教育・研修を実施する。</p> <p>②リスクマネジメントを通じ、業務運営におけるリスクを適切に管理する。</p>	<p>携わる職員も多数抱えていることに鑑み、外部専門家の知見を活用し、より効果的な教育・研修を実施することで、職員のコンプライアンスに関する意識をより一層向上させ、全職員に徹底的な浸透、定着を図る。</p> <p>② リスクマネジメントを通じ、業務運営におけるリスクを適切に管理する。</p> <p>③令和元年度に唐津海上技術学校で発生した事案に関しては、再発防止に向けて、可能なものについては直ちに着手するとともに、機構内に外部有識者等を加えた「再発防止対策検討・検証委員会(仮称)」を設置し、本年6月を目途に所要のとりまとめを行い、速やかに実行に移すことにより、再発防止に全力を尽くす。</p>		<p>下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度学校安全衛生活動計画策定 ・令和2年度船員災害防止実施計画策定及び健康保持増進実施計画策定 ・校内委員会、船内委員会、航海訓練部会及び安全・危機管理室報告 ・台風10号に係る対応状況の確認等 ・令和3年度学校における安全重点施策の策定 <p>④ 新型コロナウイルス対策本部を設置し、会合を16回開催、以下の取組のほか、感染対策に関する情報共有等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校授業再開、乗船実習再開等決定 ・「海技教育機構における新型コロナウイルス感染対策」の策定及び随時改定 ・「海上技術学校・海上技術短期大学校における新型コロナウイルス感染防止対応ガイドライン」の策定及び随時改定 ・「練習船における新型コロナウイルス感染防止対応ガイドライン」の策定及び随時改定 <p>⑤ 外部有識者5名を委員とした「唐津校事案に係る再発防止対策検討・検証委員会」を設置し、5回の委員会を開催、とりまとめの報告書を受け取った(令和2年9月)。これを受け、機構内では「唐津校事案再発防止対策検討・検証委員会 対応WG」を設置。本会合を4回開催し、すでに取り組んでいる対策を含め、再発防止対策を策定した。令和3年度から、対策の実施状況について検証する体制を構築した。</p>		
--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (5)	監事の機能強化等によるガバナンス強化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413
		ユー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
監事の機能強化等を行うための体制を整備し、監事の機能の実効性を向上させる。	内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。	内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。	<評価の視点> ガバナンスの強化を推進したか。	<主要な業務実績> ・監査計画に基づき、内部統制及びコンプライアンスの強化並びに組織統合に伴う効果やその取組状況等を中心として、学校4校（館山校、唐津校、口之津校、小樽校）、練習船2隻（日本丸、銀河丸）及び本部の監事による監査を実施した。 ・監査計画に基づき、事前に監査対象箇所に質問状を送付し、監査の効率を図っている。監査結果については、フォローアップを行い、ガバナンスの強化を図った。	<評価と根拠> 評価：B 「業務実績欄」に示すとおり年度計画を達成したため、自己評価をB評価とした。	評価	B
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV— (6)	情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー 事業番号 411,413

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針に基づき、法人が保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御能力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化等の適切な情報セキュリティ対策を推進する。	内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成26年5月19日情報セキュリティ政策会議第39回会合改定)に基づき、機構内の情報セキュリティ対策の強化を図る。	内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日改定)に基づき、機構内の情報セキュリティ対策の強化を図る。	<評価の視点> 機構内の情報セキュリティ対策の強化を図ったか。	<主要な業務実績> 情報セキュリティ対策として、以下の取組等を実施した。 ・平成30年改定「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に対応した情報セキュリティポリシー等の見直しに伴う各規程の改正を行った。 ・情報化推進委員会及び情報セキュリティ対策委員会を開催し、情報セキュリティ対策推進計画及び情報セキュリティマネジメント監査報告書を踏まえた改善計画を決定した。 ・令和2年度情報セキュリティ対策推進計画を作成し、練習船・学校を含めた全役職員に対して、最新の事例を用いて、教育及び自己点検を実施して、情報セキュリティに関する意識の向上を図ったセキュリティ監査会社による情報セキュリティ内部監査を学校2校(口之津校、唐津校)及び練習船1隻(日本丸)で実施した。 ・本部担当職員をNISC開催の各種勉強会等に参加させた。	<評価と根拠> 評価：B 「業務実績欄」に示すとおり年度計画を達成したため、自己評価をB評価とした。	評価	B
						<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

				<p>・平成 28 年度波方校で発生した情報漏洩事案を受けて、平成 29 年 9 月からセキュリティ強化の取組として、全ての職員の PC からの内部ネットワークとインターネットの利用を切り離す分離化工事を開始した。令和元年 12 月には、本部、海技大学校及び学校といった陸上部門の PC に、新たに構築した分離化のためのソフトを導入する工事を終え、令和 2 年度には、分離化ソフトが運用可能な状態となったことを受け、個々の端末での起動を確認しつつ運用開始のための環境整備を進めた。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)